

平成26年第6回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成26年12月5日（金曜日）

○議事日程

平成26年12月5日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍太郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こずえ 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	平 田 豊 民 君	8 番	田 中 敏 靖 君
9 番	中 林 堅 造 君	10 番	三 原 昭 治 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	重 川 恭 年 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	安 村 政 治 君	16 番	吉 村 弘 之 君
17 番	上 田 和 夫 君	18 番	松 村 学 君
19 番	田 中 健 次 君	20 番	山 下 和 明 君
21 番	山 根 祐 二 君	22 番	行 重 延 昭 君
23 番	河 杉 憲 二 君	24 番	今 津 誠 一 君
25 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																		
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君										
総	務	部	長	吉	川	祐	司	君	総	務	課	長	林	慎	一	君								
総	合	政	策	部	長	持	溝	秀	昭	君	生	活	環	境	部	長	福	谷	眞	人	君			
健	康	福	祉	部	長	藤	津	典	久	君	産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君			
産	業	振	興	部	理	事	熊	谷	俊	二	君	土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君
入	札	検	査	室	長	金	谷	正	人	君	会	計	管	理	者	桑	原	洋	一	君				
監	査	委	員	事	務	局	長	藤	本	豊	君	消	防	長	牛	丸	正	美	君					
教	育	部	長	原	田	知	昭	君	上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君				

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部におかれまして、末岡農業委員会事務局長及び福田選挙管理委員会事務局長が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
2番、橋本議員、3番、木村議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

ここで、金子土木都市建設部長より昨日の一般質問における山田議員の質問に対する答弁を訂正したい旨の申し出がございますので、これを許可します。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 昨日の山田議員の一般質問に対する答弁の中で、訂正を要する箇所がございました。お手元に配付のとおりでございますが、おわびを申し上げ、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） これより質問に入ります。最初は、21番、山根議員。

〔21番 山根 祐二君 登壇〕

○21番（山根 祐二君） 公明党の山根祐二でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、市民協働のまちづくりについて、質問いたします。

行政には、市民からさまざまな相談事が寄せられます。地域の課題として、例えば、道路の補修に関することや、雨水の排水処理に関すること、公共施設に関すること等があります。これらは、担当課がどこなのが市民にわかる場合であれば直接担当課へ、あるいは、防府市であれば、なんでも相談課で受けて、担当課へつなぐこともあります。また、議員が相談を受け、担当課へ相談する場合があります。相談の多い道路問題等については、行政側の定期的な点検、パトロールもあるかと思えます。

市民が地域の課題を行政に依頼して、期待することは何かを考えてみますと、第1に要望や相談のしやすさではないでしょうか。地域の課題に気がついたとき、すぐに簡単な方法で行政へ伝えられることができれば便利であります。しかし、現状はどこに連絡すればいいかわからない。昼間の役所が開いているときに、連絡しなければならない。また、電話では、その状況が伝えにくい。土曜、日曜や夜間であっても課題に気がついたとき、すぐに相談できる体制があれば、市民サービスにもなり、スピーディーな対応が可能となります。

行政側も、点検やパトロールでは把握しきれない、電話では場所と状況がわかりにくい、現地確認に時間がかかる、これが現状です。改善できれば、行政業務の効率化につながります。

千葉市のホームページで、次のような「ちば市民協働レポート」、通称「ちばレポ」の説明があります。「ちばレポ」とは千葉市内で起きているさまざまな課題、例えば、道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているといった、地域での困った課題、これらを「ちばレポ」では、地域での課題といいます。これを、ICT情報通信技術を使って市民がレポートすることで、市民と市役所、市民と市民の間でそれらの課題を共有し、合理的、効率的に解決することを目指す仕組みです。

市民は、市内在住、在勤、在学の人で、スマホから「ちばレポ」のアプリをダウンロードし、そこでレポーターの登録をします。レポートは、アプリから写真か動画を撮影し、課題の場所をGPSで指定します。内容を入力して、システムに送信します。投稿されたレポートは、位置情報や内容によって自動的に仕分けされ、担当課に送られます。

一方、投稿されたレポートの閲覧は、誰でも可能です。公開されているレポートについて、それぞれ課題の分野と対応状況を示すピンが地図上の該当箇所に表示されており、ど

ここにどんな課題があり、どんな状況なのか一覧できます。課題は、道路、公園、ゴミ、その他の4分野、対応状況は、受付済、対応中、対応済で色分けされており、それぞれのピンをタップすると、詳細を見ることができます。詳細は、レポーターからの投稿内容に加えて、市担当課からのコメントや対応後の写真などが掲載される、こういった内容です。

千葉市は、平成25年7月より実証実験を行い、3カ月間の評価報告書を示しています。スマートフォンを使った日本初の新しい取り組みとして、注目度が高く、またそこに、住民参加の視点が加わっていることについても関心を集め、多くのメディアに取り上げられました。参加者登録も増加し、レポート投稿も活発だそうです。市長みずからも、多くのメディアやSNSで発信しています。

そこで質問をいたします。道路の補修やカーブミラーの修理、その他共有施設の問題箇所の発見のためのパトロールは実施しているか、その方法と状況についてお聞かせください。

2番目、市民が改修を希望する道路等、公共施設の問題は、現在、どのような流れで担当課に届き、処理の行程はどうか。

3番目、市民の相談・依頼について、処理が完了した場合、依頼者にその連絡はしているか。

4番、千葉市や半田市では、地域の課題について市民がスマホアプリで画像と位置情報を市に投稿するシステムを導入しているが、本市で採用してはどうか。

以上、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 21番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の道路の補修やカーブミラーの修理、その他公共施設の問題箇所の発見のための道路パトロールは実施しているか、その方法と状況についてのお尋ねでございますが、現在、道路課におきましては、道路パトロール点検項目一覧表に従いまして、路面の状況、山側あるいは谷側ののり面の状況、センターラインや路側線など交通安全施設の状況、歩道や植樹帯の状況など、道路施設の全般にわたり、職員3人体制で月に2回、道路パトロールを行い、市内全域約670キロメートルの市道の点検及び安全確認を行っております。

また、道路パトロールに限らず、平素より職員が現場への行き帰りには路線を変えて点検・安全確認を行うなど、ふぐあい箇所の発見にも努めております。

平成25年度には、道路パトロールによって約200カ所のふぐあい箇所が発見されま

したが、舗装の破損が5割強を占めており、他には、カーブミラー、視線誘導標、防護柵の破損などがございました。

その中で、事故に直結する舗装の劣化、路面の陥没、側溝蓋の壊れなどのふぐあいを確認し、また、早急な対応が必要と判断した場合には、小規模なものであればその場で職員みずからが補修、規模の大きいものについては一旦安全対策を施した後に、改めて直営作業班が対応するという方法をとっております。

なお、毎回、道路パトロール終了後には、巡回経路、破損物件写真、位置図等を報告書にまとめ、保存しております。

次に、2点目の市民が改修を希望する道路等、公共施設の問題は、現在どのような流れで担当課に届いているか、その処理の行程はどのようにされているのかとお尋ねでございますが、市道に関する市民の皆様からのお問い合わせや御要望につきましては、直接道路課の窓口にお見えになれるか、電話をいただくケースが大多数でございます。ほかに、「私の提言箱」に投函されたものや「市長への提言箱」に電子メールされたものにつきましては、一旦、市政なんでも相談課が受け付けをした後、道路課に回付されることとなります。また、自治会からの御要望など、市民活動推進課または市政なんでも相談課を經由して道路課へ回付される場合もございます。

続きまして、3点目の市民の相談・依頼について処理が完了した場合、完了したことについて依頼者に連絡をしているのかとお尋ねございましたが、市民の方から市道の陥没や舗装の剥がれなどの通報や修繕の依頼があった場合は、現地を調査し、事案によっては依頼者と対応について協議することもございますが、年間1,000件以上の通報や依頼が寄せられますことから、全ての通報や依頼に対し、完了後の通知をすることは困難な状況でございます。

最後に、4点目の地域の課題について、画像と位置情報を市に投稿するシステムを導入してはどうかとの御提言でございましたが、市には市民から各関係機関に対し市政全般に関する陳情・要望から道路の補修等、直接市民生活に密着した相談までさまざまな課題が寄せられています。

また、市政なんでも相談課のホームページに設置しております「市長への提言箱」、公民館をはじめとする市内19カ所に設置しております「私の提言箱」におきましても同様にさまざまな提言等が寄せられているところでございます。

さて、議員御案内のシステムは、これら市民からの御要望などの内、特に道路、水路、施設の補修等をはじめとする地域が抱える課題につきまして、スマートフォンを利用してこれらの課題を画像及び映像とともに電子データとして市に投稿し、これを受けて市は迅

速な対応を行い、市の所管外の事案については、他の適切な関係機関に対応を依頼することにより、課題の早期解決を図ることを目的としております。

このシステムには多くの自治体に関心を寄せているところでありまして、有効な手段の一つとは思っておりますが、解決しなければならない課題も多く存在していると聞いております。今後、導入他都市の状況も参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

道路パトロールの件について、基本的には、道路課が3人体制で、月に2回行っているということであります。非常に労力をかけ、職員さんの手を煩わせ、やっているわけですが、それでもなお、さまざまな課題が取り残されているというのが現状ではないでしょうか。そして、ほとんどの対応については、市民の方々が窓口に来るかあるいは電話で受け付ける、こういったものが大半という御答弁でございました。この窓口に来る方あるいは電話をされる方、これが実際に課題に気づいた市民の何%であるかということも考えなければなりません。窓口に来る、それから自分が電話をする、あるいは自治会長に話す、議会を通じて申し述べるというような、いろんな方法をされているという市民の方々の努力が感じられるところでありまして。

いろんな課題について処理された場合の報告については、年間1,000件もあると、その依頼について報告をしていくのは非常に困難であるということ、それは言われるとおりでと思います。困難であるけれども、依頼したほうはどうなっているのか、手がかからない——もう直っていたのかという場合もありますけれども、これを知ることができれば非常に市民サービスにもなり効率的ではないか、そこにさまざまな労力が加わればそれはそれで問題であるんですけれども、そうでなければ非常にサービスの向上につながるというふうに考えております。

市の職員が行うパトロール、これは当然、人件費ほかのコストが必要なわけでありまして。ここに、「ちばレポ」のような市民のレポートを活用することで、コストカットの一面も出てくるわけでありまして。道路に関する課題が多いということはあると思います。その道路の状況が私道であるのか防府市道であるのかによって、地域が行うのか、あるいは行政が行うのか判断する必要があります。そのことを電話でやりとりする場合、お互いわかりにくいのではないのでしょうか。場所の確認までに、相当の時間と労力が必要となります。そこに、この提案したシステムがあると、地図で課題の位置が示されるわけですから、非

常に迅速な判断ができると思います。

この、いろいろな課題の中で、大雨時の道路の排水不良あるいは大雨時の側溝の氾濫については、そのときではなく、事後の相談が多いのではないかと思いますけれども、こういった相談の場合、その状況の確認というのはいつ、どのようにして行われているでしょうか。その状況について教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまいただきました御質問にお答えをいたします。

確かに、おっしゃいますように、雨が降る、そういったことで道路の側溝が例えばあふれるというような状況の中で、雨が降るさなかに御連絡いただければ、職員、すぐに現地に赴いてその状況が確認できます。例えば、後日、例えば「先日の雨でここがあふれたんだよ」というようなときの対応といたしましては、その事実をきちんとお聞きした後に、改めてその雨の降る日に職員が現地へ行って、その状況を確認させていただくというような市民の方々の御要望とか御相談には、丁寧には対応しております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○21番（山根 祐二君） ただいま部長が言われたようにすることで確認をされている、ということになるわけでありましてけれども、側溝の氾濫や集水柵の詰まりについては、それに伴う被害が発生する以前に予防的に市民に点検とふぐあいのレポートをお願いすることにより、浸水被害を未然に防止できるなど、さまざまな場面でコスト削減効果を見込むことができるのではないのでしょうか。

答弁されたように、その雨が降る最中に連絡することができればよいのですが、なかなかその時間帯が果たして開庁時間であるのか、あるいはそうでないのかによってなかなか難しいこともあります。そして、確認できるような雨が事後降ればすぐに確認できますが、確認するまでに相当の日数を要するということが現状ではないかと思います。

紹介した千葉市のシステムは、2014年、本年9月より本格稼働しているようです。システムは、開発運用費を入れて、5年間で約5,000万円としています。しかし、ICTのシステムは日々改良されておりますので、コストも下がってくると考えます。この千葉市のアプリは、誰でもホームページからダウンロードできますので、私も実際に試してみました。私は、千葉市民ではないので、レポーター登録はしませんが、見ることはできます。少し御紹介いたします。

まず、アプリを開くと、地図上に受付済と対応中、対応済に分かれたピンが貼りついています。一つのピンをタップしますと、市民が地図に示した位置情報、現場の写真、内

容コメントが表示され、それについての市役所担当課からのコメントもあわせて表示されます。道路舗装が剥がれているというレポートに対し、「何月何日道路課で受け付けました。現場を確認し対応方法を検討いたします。しばらくお待ちください」というコメントが表示されています。また別のレポートに対しては、「何月何日、補修が完了しました。完了した状況の写真を添付します。今後とも情報提供よろしく申し上げます」として、担当課からのコメントと完了写真が貼りつけてあります。あるいは、「歩道に草が出ています。歩きにくいのでよろしく申し上げます」というレポートに対して、「調査しますので、しばらくお待ちください」という担当課のコメントがあり、さらに数日後、「市の所管ではなく、JRの所管なので連絡しました」とあります。大変親切で、うれしいですね。ほかにも公園の落書きや遊具の壊れ、あるいはゴミに関するもの等があり、対応状況や処理結果がよくわかります。

千葉市長の熊谷氏は「ちばレポ」を「全国で初めての取り組み」と強調し、「システムは他の市でも使えるよう横展開しやすく構成した」とし、他の市長にもトップセールスをしかける予定だと語っています。千葉市をモデルにしてもらえるようにしたいと述べています。

また、市長は公園の草刈りやベンチの落書きなど、課題には市民が解決できるものもあり、「市民の市政参加を期待している」と述べています。システムの活用として、「ちばレポ」を市民の共有情報インフラとしても生かしたい、花見の時期に、千葉市民が選ぶという切り口でランキングをつける取り組みや、市長からのミッションといったゲーム性の高い取り組みをあわせて実施し、アプリの日常的な利用を促したいとしています。

このシステムはスマートフォンを使った日本発の取り組みとして注目をされ、そこに住民参加もあり、多くのメディアに取り上げられました。国の機関や地方公共団体11団体、地方議会10議会、その他含め32団体からの視察があったそうです。

自治体のICT活用が求められています。千葉市長のコメントでは、1、これを一過性のブームに終わらせないことが大事である。2番目、この取り組みが行革につながらなくてはならない。例えば、現在、土木建設関係で電話やファクスで市民からの課題受け付けをし、進捗管理をして、それらを新たなシステムに取り込んだものとする、そこで行革の一環となる。3番目、単に市民からの課題を受けるだけでなく、市民からも能動的なアクションを起こしてもらおう。4番目、全国の自治体が導入することで、オープンガバメントの進展につながると思う。このように述べております。オープンガバメントとは、透明でオープンな政府を実現するための政策とその背景となる概念のことで、透明性、市民参加、国でいえば政府内及び官民の連携、この3つを基本原則としています。

この千葉市のシステム、費用については、先ほど述べましたけれども、愛知県半田市では、無料のアプリを利用しています。無料でもできるわけです。フェイスブックを利用するフィックスマイストリートジャパン（Fix My Street Japan）というものであります。市民からの情報は、サイト上に公開され、市役所はその情報を見て対応する。以前は、住民が書類で提出して、職員が写真を取りに行き確認してと、数週間かかったといいます。これが、お役立ちアプリでたちまち解決してしまう。それぞれの自治体で地域に合ったものを活用することが大事だと思います。

質問ですが、行政の事業には費用対効果が求められていますが、私が紹介したシステムを導入することによる職員さんの労力の効率化などの行革の効果、処理の迅速化などの市民サービス効果については、どのように考えられますでしょうか。お考えをお聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） システムということで、総務部のほうからお答えをいたします。

御提案をいただいて、ちょっとまだ時間が余りたっておりませんので、詳しくはまだ調べておりません。千葉市がことしの9月、先ほど出ました半田市が10月から運用を開始というふうには聞いております。

中長期的に見ましたら、当然これは省力化につながっていくというふうには思っております。ただ、短期的に見ますと、これはやっぱり、システムとしては非常にいいと思うんです、見せていただいて非常にいいと思うんですけれども、短期的に見ますと、まだ解決しなくてはいけない課題というのが幾つもあるというふうに我々は思っております。余り研究せずに、こう、つい、答えておいて申しわけないんですけども、例えばどういう使い方をするかというのが市民に委ねられているわけございまして、スマホの利用に当たっては、いろいろな、こういう意見じゃなくて、いろいろな形で課題が出てきていると思っております。個人のプライバシーにかなり踏み込んだ投稿がされて、ユーチューブなんかに出されて、それが問題になるとか、そういうふうな形のことも起こっております。そういうふうな部分について少し考えた上で実施しないと、短期的には相当煩雑なことになるというふうなイメージがあります。システムそのものというのは、運用がうまくいき始めますと、恐らく受け手、受け手といいますか投稿するほうの人の意識というものもあると思うんですけれども、協働につながっていくというふうに考えますし、全体としては、中長期的にはいいと思うんですけれども、短期的にはもう少し研究が必要だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○21番（山根 祐二君） 市長さんにお伺いいたしますが、今回の質問で市民からの問題・課題を受け付けるシステムの提案をいたしました。

私は今まで、住民票等の証明書自動交付機の活用やペーパーレス会議の推進、公衆無線LANの環境整備、自治体のオープンデータ利用など一般質問で取り上げてまいりました。これらは、国のICT利活用推進により取り組んでいる先進自治体の例を挙げ、提案したものであります。市民サービスや行政改革の観点から、今後取り組むべきものが増えてくると思います。そうしたときに、本市の組織の中で、どの課がそれを担当するのかを明確にする必要があるのではないのでしょうか。今回、私が質問した「ちばレポ」システムの導入に関しては、通告の当初、どの課で答弁するのかが、明確ではなかったようですが、最終的に市政なんでも相談課が担当されました。

そこで、本市の組織の中に、例えばICT推進室のような担当部署を設けてはいかがでしょうか。市長さんのお考えをお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 基本的に、私は賛成でございます。ICT推進室というような形の時代に、時代が入って来ていると、こういうふうには考えておりますが、ただ、今、壇上でも申し上げましたし、総務部長も答弁いたしました。この種のシステムを採用していきますと、いろんな解決しなければならない課題と、遠まわしな言い方してますけども、悪用されたり、あるいは特別の意図を持ってそのようなことをされたりというようなケースが必ず出てくるというふうに憂慮しております。

私どものところに、私への提言箱ということで、私は全部自分で目を通し、自分で指示をして、その御返事も何回も校正をしてお送りをしているわけでありましたが、それらについても、もう、どこのどなたか全然わからない、もう、めちゃくちゃなことが書いてあるというようなこともざらにございますし、まず、いろんな意味でこれはなというように感じもしないでもないわけでありまして、ましてや、映像を使い、それなりのシステムに基づいてやっていくということになりますと、プライバシーの問題とか、あるいはそれぞれの重大な部分に触れることなども十分考えられてくるわけでありまして、今御質問の趣旨にありますところのシステムというものを、簡単に千葉市に右へ倣えというようなわけにはいかないのではないか、こういうふうに思います。ただ、市の情報危機管理の面においてのシステムについては、それなりの、時代に合わせて名称を変更し、役割分担も定めていくことは大切なことではないかと、このように感じているわけでありまして。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。解決しなければならない課題という御答弁の中にありましたけれども、この千葉市、半田市の実証実験の調査報告書の中にも、さまざまそういった項目は出てきます。解決できる解決方法としても、さまざま載っておりますので、しっかり調査・研究していただきたいなと思います。

参考に、他市の例ですけれども、その組織の編成であります。鯖江市はICTで有名ですけれども、政策経営部の中に情報広報課というのがあります。千葉市では、情報経営部の中に情報システム課、武雄市、これはユニークな名前なんですけれども、つながる部というところにフェイスブックシティ課というのがあります。県内では、宇部市が総合政策部の中に、ICTマイナンバー活用推進室というのをつくっております。岩国市は、総務部の中に情報統計課、そしてその中に情報政策班というのをつくっております。

防府市は、今まで電算統計課であったところが、情報化に関すること、マイナンバーなどが加わりまして、名前も先ほど市長が言われたように変わってきております。情報統計課というふうになっております。新しい室のようなものができますと、そこにはやはり若い職員を置くことができますので、生まれたときからゲーム機にいそしんだような世代が入ってくるわけでありまして。長いこと市政に携わられた市長や私と同じ年の総務部長とかの考えとはまた違う新しい考えを持った職員さんの力を発揮できることも考えられます。

さまざまなメリット、デメリットは当然あるわけですけれども、しっかり調査・研究して進めていただきたいことをお願い申し上げます。この項については、これで終わります。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 終わられたところで申しわけないんですが、一つ、ちょっと誤解があるような気がいたします。

本市は、ちゃんとICTを推進する部署として、情報統計課を設けております。で、この中に以前はそういう部署がちゃんと名称としてございました。名称がなくなりましたのは、いわゆる庁内のIT推進について、特にそういう部署を設けてやるまでもなく、全体として情報統計課のほうでやっていきなさいということで、とりあえず、名前をのけたわけですけれども、今回、議員が担当部署をうちのほうに迷ったように思われたのは、大変申しわけないんですが、御質問が道路アプリから入ってましたもので、土木都市のほうに対応して、ずっと話を聞いてるうちに、これは、いわゆる相談のほうできちんと受けるべきことであるということで相談のほうに回しました。

で、ITシステムの推進につきましては、当然、情報統計課のほうで、以前からいろいろ御質問いただいておりますけれども、そういうふうなシステムについても、検討も協議も

させております。

それから、それぞれの部署で必要なものについては、それぞれの部署からやっぱり必要なものというのは、やはり、上がってくるという形をとっておりますので、決して市のシステムとして、行政の組織として、そういう部署があいまいであるということではないので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○21番（山根 祐二君） 次に、交通安全・防犯対策の推進について質問いたします。

防府市の交通情勢を見ると、平成25年12月時点ですが、発生件数は3,834件、このうち人身事故が575件で、死者4名、重傷者78人、軽傷593人となります。人身事故575件中、自転車対車両事故は111件です。幼児から中学生までの子どもの交通事故は41人、自転車乗用中が全体の29.3%、12人であります。また、65歳以上の高齢者の交通事故は136人、自転車乗用中が全体の20%、28人であります。

平成25年6月議会におきまして、私は自転車利用環境整備について質問いたしました。その中で、防府市は自転車が歩道を通行できる道路が104キロメートルあること、自転車専用通行帯はないこと、ゾーン30に指定された区域内では自転車・歩行者優先の空間創出を検討していくこと等が示されました。

限られた道路スペースで、自転車また歩行者の交通安全対策を推進していくことは、行政の大事な役割と感じております。事故防止のためには、自転車乗用時の交通ルール遵守が求められています。改正道路交通法では、路側帯を自転車が通行する際は、道路の左側に限ると規定しています。すなわち、右側通行は禁止となります。

自転車右側通行が危険な理由は、1、想定外の行動に対する対応のおくれがあります。自転車運転者は車両が右側通行することを想定していないため、右側通行の自転車を見落とし、回避行動がおくれるなどして、事故につながるおそれがあります。

2番目、事故回避行動が取りにくいと言えます。自転車が右側通行した場合、左側通行の自動車とは互いに接近することになり、正面衝突となり、回避することが困難になります。また、正面衝突は追突の6倍のエネルギーとなるため、死亡事故の確率が格段に上がります。3番目として、視認距離が短くなります。見通しの悪いカーブや交差点では、左側通行の場合と比べ、お互いを認識できる距離が短くなり、事故の危険が高まります。

さて、防府市では、公共交通の利用促進に向けてサイクルアンドライドを推進しています。サイクルアンドライドとは、自転車でバス停や駅などの近隣の駐車場まで行き、そこからバスや鉄道などの公共交通に乗りかえる仕組みをいいます。現在、6カ所、指定して

います。市民に自転車を利用していただくため、自転車交通の安全を推進していただきたいと思います。自転車の左側通行とあわせ、自転車の夜間無灯火運転も大変危険であります。また、防犯の観点で申しますと、自転車窃盗が多く発生しており、平成26年10月末までの警察署の報告では、自転車窃盗147件となっております。これらは、自転車をしっかり施錠することで被害を減らせます。

以上のことを、行政として、市民にしっかりと啓発を行っていただきたいと思います。自転車は左側通行、夜の自転車無灯火運転は交通違反ということが、市民に浸透していくことが重要ですが、執行部の取り組みをお伺いします。

次に、防府市の防犯灯についてですが、秋から冬にかけて日没が早くなり、中学校のクラブ活動後の帰宅時ころには、防犯灯や街灯のない道は暗く危険です。特に、学校の運動場の周りは民家が散らばっており、防犯灯も少ないところが見受けられます。以前にも提案したのですが、このような場所に行政が設置し、管理する公設防犯灯を設置してはいかがでしょうか。

現在、防犯灯は地域の自治会が管理していますが、自治会の費用で賄うのは困難なのではないでしょうか。全国で事件が多く発生しているのは、やはり暗くて人通りが少ない場所だと思います。LED防犯灯も普及してきて、寿命が長くなり、電気代も安くなっています。執行部の御見解を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。

交通安全・防犯対策の推進についての御質問でございますが、私からは、1点目の自転車左側通行と夜間無灯火運転禁止の啓発活動をしてはどうかとのお尋ねにお答えさせていただきます。

本市では、交通安全思想の普及・浸透を図るため、防府警察署をはじめ、防府交通安全協会や防府市安全会議などと緊密に連携を図りまして、春と秋の全国交通安全運動や夏と年末年始の交通安全県民運動などの強化期間を設けるなどしまして、一年を通して継続的に交通安全に関する啓発活動を行っているところでございます。

さて、議員御案内のとおり、平成25年12月に改正道路交通法が施行されまして、自転車が路側帯を通行するときは、道路の左側にある路側帯に限られ、道路の右側にある路側帯を通行することができなくなりました。

これを受けて、本年、ことしの4月1日号の市広報におきまして、このことをわかりやすくイラストを交えて掲載するとともに、9月におきましては、再度、周知徹底を図るために、啓発チラシを作成いたしまして市広報と合わせまして全戸に配布してきたところで

もでございます。

また、自転車の安全利用の推進といたしまして、左側通行の徹底のほか夜間の無灯火運転禁止なども合わせて、できるだけ多くの方に御理解いただきますよう、4月末に開催されました幸せますウィークや春、秋の地場産フェアなどのイベント会場におきまして、啓発チラシの配布や声かけなども行ってきたところでございます。

さらに、このような啓発活動の一環といたしまして、特に、中学生に対しましては、防府警察署や防府交通安全協会が各中学校において、携帯電話を使用しながらの運転の危険性などと合わせまして、丁寧に指導しておられるようでございます。また、高校生に対しましても、山口県自転車商組合防府支部の皆さまの御協力も得まして、市内の5校全てに出向きまして、自転車の安全点検に加え、啓発チラシを配るなどして、呼びかけを行っているところでございます。

さらに、交通事故に占める割合の高い高齢者に対しましては、実技を通して自転車の正しい乗り方を学んでいただくために、「交通安全高齢者自転車大会」を開催するなど、事故防止に積極的に取り組んでいるところでもございます。

続きまして、自転車の盗難についてのお尋ねでございますが、防府警察署に確認いたしましたところ、議員御指摘のとおり、ことし10月末現在の統計で、盗難件数147件と大変多くの被害が発生しております。そのうち、無施錠であったものが120件と非常に多く、約8割を占めております。

この対策といたしまして、防府駅前の自転車等駐車場におきまして「自転車盗難注意 忘れないでツーロック」と書いた看板、ツーロックとは鍵を二重にかけて用心することを意味いたしますが、このような看板20枚を立てかけまして、利用者への注意喚起を行っているところでございます。

また、防府警察署におかれましても、各自治会などの会合において防犯講習会を開催し、自転車の盗難が多発していることを周知するとともに、自転車をとめ、その場から離れるときには必ず施錠するよう、広く注意を呼びかけられております。

議員御指摘のとおり、自転車の盗難を未然に防止するためには、自転車利用者が自覚と責任において、必ず施錠することが重要であることから、冒頭申し上げました各種の交通安全運動におきましても、自転車の二重ロックを心がけるよう、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

これからも引き続き、防府警察署や防府交通安全協会、防府市安全会議などの関係機関とさらに連携を強化いたしまして、交通ルールの徹底やマナーの向上を図るとともに、自転車の安全利用や施錠の徹底を啓発してまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力を賜

りますようよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 総合政策部でございます。私のほうからは、小・中学校の運動場周辺の公設の防犯灯の設置についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、これまで地域の安全・安心を確保するため、自治会が設置あるいは維持管理をされている防犯灯に対しまして、その設置・取替費用及び電気料の一部を補助してまいっております。

この制度のいいところといたしまして、防犯灯の設置につきまして、その地域の状況をよく御存じの地域住民の視点から、その自治会において適切な設置箇所をお決めいただいているところがございます。地域住民の方々にとりましても、希望される場所に設置できるという点で有効な方法であると考えておりまして、今後も地域の自助という取り組みに対して、行政としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

また、現行の制度につきまして少しお話しさせていただきますと、平成22年の4月から防犯灯の灯柱——電柱とかない場合に新しく灯柱を設置する場合、この補助を新しく対象としてつけ加えております。それから次の年の平成23年4月からは、CO₂の発生を抑制する効果がありまして、また、電気料も節減できるLEDの防犯灯の普及を図るために制度の大幅な見直しを行いまして、この制度を御利用いただきまして、自治会の皆様の御努力の結果もございまして、蛍光灯からLED防犯灯への取り組みが進みまして、平成23年度で1,519灯、平成24年度では3,606灯、平成25年度では1,060灯がLED化されまして、3年間の合計で6,185灯となっております。

また、このLED防犯灯の取替えだけではなくて、新しく新設された防犯灯です。LED防犯灯の新設は平成23年度に84灯、平成24年度で182灯、平成25年度では130灯、3年間で約400灯の新設のLEDがつきまして、今現在、平成25年度末でLED化率が86.8%です。これで、本市の防犯に対する市民の皆様のお取り組みに対しまして、非常に感謝申し上げているところでございます。

なお、議員御質問の中にも関連してありますが、市内の全ての小・中学校におきまして、体育館等の入り口には、子どもたちの安全や避難場所としての機能充実のために、太陽光LED外灯、これを既に設置はしているところがございます。今、議員御提案の小・中学校の運動場周辺、こういったところで防犯灯が少ないあるいは民家が少ない場所へ公設の防犯灯を設置したらどうかという御提案でございますが、今、担当の課で考えておりますのは、まずは、各自治会で御判断されまして、そういう場所へ防犯灯の設置が進むように現行の補助制度の、一部かさ上げといえますか、そういった場所への設置につきましては、

見直しを検討してまいりたいというふうに考えています。また、他の都市では、議員御提案のように、公設の設置、こういったものもございますので、それらもあわせて調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。自転車交通安全につきましては、防府市として多くの策を持って安全に配慮されているということを答えていただきました。

防府市は、人口が密集する都市とは違いますが、それでも最初に述べたように、多くの自転車による事故が発生しております。自転車交通安全の啓発活動は、行政の大きな役割と考えております。したがって、これからもさまざまな機会を捉えて、自転車交通の安全を推進していかれることを強く要望いたします。

防犯灯につきましては、先月、11月に、防府市自治会連合会より市議会に対し、平成27年度要望書が配付されました。32単位自治会からそれぞれの地域要望のほか、自治会連合会として防犯灯について次のようにあります。「学校を始めとする公共施設周辺は、夜間には相当長距離に亘って真っ暗となり、防犯上危険な場所として全市的に問題を呈しています」「道路の防犯灯は、自治会での設置となっておりますが、相当長い距離の防犯灯設置は、自治会の負担能力を超えています。不審者の侵入防止や市民の安全・安心のために、是非、施設設置者である市において設置されるよう要望します」とあります。

先ほど部長からLED化が進んだこと、そして防府市の防犯灯補助制度についていろいろ御説明がありました。先ほど、新設灯柱の補助をはじめ件数の報告がありましたけれども、新設合計約400灯とありましたけれども、これは今まで防犯灯が設置されていない新たな場所についての設置ということでしょうか。それと平成26年は現時点で新設は何件ぐらいあるのか、これをお尋ねいたします。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 今の議員のお尋ねで、先ほど申しました新設というのが今までなかったところへの設置かということですが、そのとおりでございます。LEDの取替え、これは蛍光灯からLEDということで、これはもう既についてたやつですけど、さっき言った平成23年が84灯、平成24年度が182灯、平成25年度が130灯、これは新たについたものでございます。ですから、LEDだけの件数ですけど、そのほかにも多少ついています。それと今年度ですが、10月末現在で、今131灯新しくついております。これを、今、一応、今年度末までに去年のペースでいきますと180灯前後になるというふうに予想しております。

今の御質問の次になるかもしれませんが、かなり設置の費用がかかっております。そういうことをちょっとつけ加えたいと思います。

以上でございます。

○21番（山根 祐二君） 新設もかなり、本年度も進んでいるというお答えでありました。他市で公設防犯灯の設置基準を定めているところもあるようでございます。防犯灯は自治会で設置すると決めつけるのではなく、柔軟な対応ができるよう、ぜひとも推進をお願いしたいと思います。

行政の事業には、費用対効果の点でいいますと、費用対効果を求められますけれども、防犯灯がなくて事件、事故が起こった後、防犯カメラや道路照明をするということを考えますと、今までの考え方でいいのかなという疑問も感じるころであります。

防府市自治会連合会から出てきているということはまさに、地域の住民の要望でありますので、その辺のところもしっかり御検討、推進をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、21番、山根議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、13番、高砂議員。

〔13番 高砂 朋子君 登壇〕

○13番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、空き家対策について質問をいたします。

本年7月に総務省が発表した平成25年住宅・土地統計調査の速報集計によりますと、全国の空き家数は820万戸に上り、住宅総数に占める割合も13.5%で過去最高のものとなっております。

空き家には賃貸用、売却用または別荘などの空き家と、活用予定のない空き家がありますけれども、山口県は活用予定のない空き家率は8.9%で、全国8位の高さでございます。少子高齢化、人口減少の影響は住宅環境にも大きな影響を及ぼしております。老朽化した空き家は景観上の問題だけでなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、放火の要因になるほか、災害時に倒壊して避難や消防の妨げになるおそれがあります。

防府市は、平成24年7月に県下に先駆けて、防府市空き家等の適正管理に関する条例を施行いたしました。条例が施行されたことで、市民の皆様も老朽化した空き家や空き家になったことで雑草繁茂になるなどの問題に対して解決を願い、市への通報など行動を起こされるようになりました。しかしながら、問題の解決にはまだまだ時間がかかるようでございます。

今後の空き家対策の充実を願い、4点にわたり質問をいたします。

1点目、条例制定後の空き家の把握、対応の状況について伺います。

2点目、空き家等の所有者に適正な管理を求めるための対策について伺います。

条例制定後の取り組みの多くは、老朽化が進んでいる空き家等に対するものでした。周囲への影響が大きいことから、今後も重要な対策になります。

県は本年10月に空き家の維持管理、利活用、解体についての相談窓口を開設、空き家をそのままに放置しておく、どのような問題が起こるかという視点からのパンフレットを作成し、適正な管理の必要性を訴えるためのツールとしています。

そのパンフレットには、居住中から空き家になったときのことを考え、権利関係の確認や、現状に合わせた登記の変更、相続などでの引き継ぎ方を準備しておくことや、居住しなくなったとき適正管理のために何をすればよいかというアドバイス、また空き家の状態より賃貸住宅にしていたほうが、相続税を計算する際の評価額が低くなることや、マイホームを売った譲渡所得は3,000万円まで非課税でございますけれども、居住しなくなって3年以上たつと居住用財産として扱ってもらえず課税となる情報等も詳しく掲載されております。

人が住んでいない住居は早く傷みます。御自身で住む予定がない場合は、人に住んでもらうことを考えましょうと、利活用も呼びかけています。

こういった情報は、我が家が空き家になるかもしれない、空き家になってしまったという方に大変役に立つ情報ではないでしょうか。県に倣い、市においても一本化された相談窓口の必要性を感じますし、県の連携とともに老朽化した空き家等への対策に加え、そうならないための対策を講じることが重要ではないでしょうか。御所見を伺います。

3点目、防府市定住促進住宅情報バンクの機能を生かすための対策について伺います。

昨年6月に山根議員も空き家バンクの充実について質問をしております。PR等、登録に向けての調査が十分とは思っておりませんので、その辺は少し力を入れてやっていきたいとの答弁でございました。現在、登録物件はございません。このことについて、どのように対応していかれるのか、今後、このバンクを生かして定住促進につなげる重要な取り組みとすべきではないでしょうか。

本年10月に、岡山県笠岡市定住促進センターを会派で視察してまいりました。市長を本部長とする定住促進本部を立ち上げ、副市長直結の特名組織であり、定住促進事業の実施に当たる定住促進センターは「ずっと住みたいまち笠岡」の構築のために、住む場所、働く場所、暮らし条件の確保の3点を掲げ、各担当部署、関係機関との綿密な連携のもと、それらの施策の情報発信にも力を入れておられました。

住む場所の確保として、住宅取得の促進のための施策のほかに、移住、定住を希望する

人たちを対象として空き家の情報バンクを設立し、市内点在の空き家の情報提供を行う定住促進情報集約提供事業を成果ある形で進めてこられています。

深刻な生産年齢人口層の減少に対して、市の本気度を強く感じる取り組みを知ることができました。

防府市においては現在、人口推移に大きな変化はないものの、少子高齢化は着実に進んでおり、生産年齢人口層の減少は今後、深刻な問題になっていくと思われます。

今後、防府市への企業誘致に新しい希望が生まれ、防府商工高等学校からの卒業生も誕生します。若い世代の雇用の場への期待が膨らみます。この機を好機と捉え「住むなら防府」へつながるよう、いま一度、防府市定住促進住宅情報バンクの機能を生かし、効果ある定住促進の取り組みに本腰を入れていくべきではないでしょうか。

定住促進と冠をつけてスタートしているわけですから、そこから目をそらしてはいけないと思っております。

4点目、空き家新法制定後の取り組みについて伺います。

去る11月19日、空き家対策の推進に関する特別措置法が成立いたしました。来年6月ごろまでには施行されるということで、全国的な問題となっている空き家対策が本格化いたします。先進地では既に空き家等対策の計画の策定、協議会の設置、実態調査やそのデータベース化の情報収集等の取り組みを実施しておられます。

防府市においても待ったなしの問題でございます。今後の取り組みについて、御所見を伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 13番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の空き家等の適正管理に関する条例制定後の空き家の把握、対応状況についてでございますが、市民の皆様からお寄せいただいた情報に基づき、把握、対応した件数は、平成26年10月末現在で131件でございます。その内訳は、老朽空き家に関するものが78件、雑草等繁茂に関するものが53件でございます。

また、対応状況につきましては、既に解決に至ったものが条例制定前の4件を含めて31件、調査中あるいは助言指導中のものが104件でございます。

相談件数も増え、また、相続や所有権にかかわる問題、解体費用等に係る経済的な問題などのほか、所有者が特定できないものなど、早期の解決が困難な事案もございまして、対応に苦慮しているところでございます。

次に、2点目の空き家などの所有者に適正な管理を求めるための対策についてござい

ますが、議員御指摘のとおり、老朽化した空き家等への対策に加えて、管理不全な状態と
ならないための対策も重要であり、その必要性は大いに感じているところでございます。

そこで、空き家となる可能性のある転出・転居のしるしや、相談を受ける関係課の窓口
に、本年7月より適正管理の重要性を認識していただくためのチラシを配置し、窓口での配布
を行っているところでもございます。

また、山口県では住宅に関する相談窓口、「きらめき住まいづくりセンター」なるもの
におきまして、本年10月より空き家の相談についても対応を開始され、空き家の所有者
に対し、適正管理、賃貸、売却等の活用へのアドバイスも行っておられるようござい
ます。

そのため、市では空き家の所有者に通知を行う際に、同センターの案内パンフレットも
同封しまして、空き家の適正管理や活用等について、さまざまな角度から御相談いた
だきますよう、情報提供も行っているところでございます。

さらに、来年度からは、毎年発送しております固定資産税の納税通知書にも、空き家等
の適正管理をお願いするチラシの同封を予定しているところでございまして、今後も管理
不全な状態としないための対策をさまざまな角度から研究し、進めてまいりたいと存じ
ます。

なお、相談窓口の一本化につきましては、相談内容が多岐にわたっておりますため、現
在は複数課で対応しております。一次相談窓口は都市計画課となっておりますが、この
空き家対策に対する対策室のような担当をどこかにこしらえていく必要性を、私は痛感
いたしているところでございます。

次に、3点目の「防府市定住促進住宅情報バンク」の機能を生かすための対策について
のお尋ねでございましたが、本市では市内に存在する空き家住宅等の有効活用を通しま
して、定住促進を図ることを目的として、市内の空き住宅の情報を本市への移住を
検討されている方に提供いたします防府市定住促進住宅情報バンクを平成24年4月
に設置しております。

本制度につきましては、これまでも市のホームページや、都市圏で開催される移住
フェア等でのPR、また総合政策課と都市計画課など関係課との連携のもと、空き住宅
の情報収集に努めてまいりましたが、制度に関する問い合わせや、住宅登録、または
利用者登録の相談は毎年数件あるものの、本市では民間不動産業者による取り引き
が活発に行われているといった状況もございまして、残念ながら現時点では住宅
登録数はゼロ件、利用者登録は1人という状況でございます。

議員御指摘のとおり、本市の人口はここ数年幸いにして横ばいで推移しております
ものの、少子高齢化は着実に進行しており、とりわけ若い世代の定住促進は、
本市といたしま

しても重要な政策課題であると考えております。

定住促進に向けた取り組みの一つといたしまして、「防府市定住促進住宅情報バンク」がより一層、活用していただけるものとなるよう、新年度に作成予定の定住促進パンフレットにも掲載し、さらなるPRに努めてまいるとともに、先ほど御案内のございました笠岡市ほか他市の事例なども参考にしながら、制度の見直しも含め、検討してまいりたいと存じます。

4点目の御質問でございましたが、これは先般成立いたしました「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、国において基本指針を定めることとなっておりますので、本市におきましても、国が基本指針を定められた後は協議会を設置いたしまして、空き家対策計画を策定してまいりたいと考えております。

本市としましては、空き家対策について鋭意取り組んでまいりたいと、先ほども申し上げたように強く思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 御答弁の中に、この空き家対策に対しては、強く思っているとの言葉もございました。今後のお取り組みをぜひお願いしたいと思います。

それでは、少し再質問を数点させていただきます。

条例制定後の空き家の把握、対応についてでございますけれども、老朽家屋が78件、雑草繁茂が53件ということでございました。情報提供に至っては、条例制定後、さまざまな形で情報発信もされておりますので、131件と、年々増えてきているのではないのでしょうか。解決数に至っては31件という御答弁でございました。この数字に関しては、なかなか対応に苦慮しているという御答弁もありましたので、本当に大変な時間がかかることだろうと思います。今後、行政代執行も行える環境をつくっていくことで倒壊の危険がある空き家等に関しましては、解決が進んでいくのではないかと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

2点目の、空き家等所有者に適正管理を求めるための対策についてでございますけれども、その中で、相談窓口について再質問をさせていただきます。

空き家に対する相談は都市計画課が一次窓口という御説明でございました。市民の皆様にとっては老朽化した空き家と、都市計画という言葉がすぐにはなかなか結びつきません。雑草繁茂の問題は生活安全課、定住促進情報バンクは総合政策課と、大変わかりにくい状況になっております。

先ほど、対策室のようなところの必要性を感じているという市長の御答弁もありました

けれども、条例の中には所有者の責務として空き家等を管理不全な状態にならないよう、みずからの責任において適正な維持管理をしなければならぬというふうにあります。

こういった適正な維持管理をするためにどうしたらいいのか、そういった情報の発信の場も必要ですし、そういった市民の御心配に対する相談体制の確立も必要ではないか。

そういったあらゆる形で、空き家に対するさまざまな相談を受け入れる総合的な窓口、そういった設置が必要ではないか、そういうふうに思っておりますけれども、御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 今、議員御案内のとおり、家そのものの問題と、それから敷地に草が繁茂する問題と、それからいわゆる定住対策、あるいはそれらを含めた、それ以外にもあるかもしれませんが、住宅絡みの御相談というものを、1つの部署で一括して受けるというのは非常に難しいなというのが正直なところなんです。

ただ、定住対策と空き家対策はかなりの部分で密接に絡んでいる部分がございますので、先ほど市長申しましたように市民の方から見てわかりやすい部署といいますか、そういうものは設けていくことが必要だと思っております。

それから、それとは別なところなんです、基本的には市への相談というのは、市政なんでも相談課を通れば、基本的には解決に導いていけるといいうふうに理解しておりますので、その辺の活用の仕方も少し考えていかないといけないと。必要性は十分感じておりますし、対策も何らかのものをもってまいりたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 今おっしゃったように、本当に市民の皆様からわかりにくい状態であることには間違いないと思います。ホームページの中で空き家の問題に対して検索するにいたしましても、どのワードを入れればそこにたどり着けるのか、そういったこともございます。いろいろな意味で市民の皆様によりわかりやすい相談体制、また対応の体制をつくっていただきたいと思っております。

定住促進住宅の情報バンクについて質問をいたします。

ホームページには防府市内にある空き家住宅、特に中山間地域にある空き住宅や、修繕コストが高い古民家など、一般の不動産流通ルートでは需要が極めて少ない物件を想定しています、とありました。市内の中山間地域と言われるところには、いろいろな定義がございますけれども、小野や富海地区等がございます。市街化区域にある住宅については、民間不動産の業者の皆様が活発に取り引きをしてくださっているということで、登録できる対象地域は本当に限られた地域になってくるのではないかと思います。

そこで質問いたしますが、このような状況では前にも後ろにも動けない、こう言うのは失礼な言い方になるかもしれませんが、名ばかりの制度になっているのではないかと、そのように考えます。

今後、定住促進情報バンクのコンセプトの見直しが必要ではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、今、防府市の定住促進のこの住宅情報バンク制度、これは中山間地域にある空き家住宅、あるいは修繕コストが高い古民家というようなことでホームページに載せております。これはいわゆる田舎暮らしを希望される都会からのU J Iターン、こういった方を対象にして当初コンセプトを立ち上げております。

でも、今、防府で実際にそれが全然登録がないわけですので、このコンセプトでこのまま行ったら、まずその情報バンクとして余り役に立ったものにはならないと思っておりますので、これは根本的に制度を見直したいというふうに今、考えております。

それから、今の国のほうで人口減少に対しまして地方創生関連法が成立しまして、この中で今、雇用創出、それから結婚、出産、子育て、これに関しまして定住促進、こういったことが今から「まち・ひと・しごと創生法」の中で総合戦略として打ち立てていくようになっておりますので、防府市としましては、この総合戦略をつくっていく中で、この定住促進について、もう少し今のバンクだけではなくて、ほかのところも皆、総合的に勘案して、対策を速やかに今から考えていきたいと、このように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） ありがとうございます。松浦市長はよく「住むなら防府」だと、そのようによく言われるわけでございます。

今、部長より御答弁がありました中でも、総合的に定住促進の対策は考えていかないといけないというふうなお話でございます。福祉の充実や子育ての制度の充実、そういったことも「住むなら防府」に結びつくものになります。また、働く場所があることもそうです。そういったことと同時に、住む場所がちゃんとあることも大切な要件になります。

定住促進情報バンクの見直しをしていかないといけないということでございましたので、きのうから話題になっております定住促進のための総合的な対策をとっていただく、そのための情報バンクであるならば生きていくのではないかと、そういうふうに思っておるところでございます。

この点に関して、市長、何か御所見がございましたら、よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 防府市を見ておりますと、確かに空き家があちらこちらにひっそりと、あるいはやがては屋根が朽ちていくとか、あるいは草が生い茂っているとか、見るに耐えなくなっていくのが随所に見られると私も思っております。

そのような事柄を行政として、この担当はこの課で、この担当はこの課でというようにしておくことが、さらにまたそれを延ばして、解決を延ばしていくことにもつながっているというふうに思いますし、まちづくり、新しいものをつくるということではなくて、それだけではなくて、朽ちていきそうなものを朽ちていかないようにするとか、そこにまた往時のにぎわいを取り戻すように、行政としての思いをはせるとかというようなことはとても大切なことだと私は考えておりますので、空き家対策に県も懸命に取り組んでおられるわけですから、呼応した形でそれらに取り組んでいける体制を市もつくっていかないと、「住むなら防府」と言えるようなことにはなっていないと、このように思っておりますので、御理解いただき、お力添え賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） ありがとうございます。定住促進に向けて総合的な対策を望みたいと思います。

定住促進パンフレット等も作成をして、今後、しっかり活用していきたいという御答弁がございました。このバンクを生かして定住促進につなげる重要な取り組みとすべきと通告でいたしましたことに、早速答えていただいたものと受けとめております。ありがとうございます。

最後に、笠岡市の定住促進センターの空き家バンクについて御紹介をしたいと思います。

5万2,000人の市でございます。市内全域から不動産業者へ登録できない物件を積極的に募集されまして、空き家バンクに登録ということでございます。

希望者の契約、手続等は協力を得ている市内の不動産業者約10者と言われてたでしょうか、そういったところに御協力をいただいているということです。

空き家の改修費用は借りる側の負担、そのかわり家賃は3万円以内が多いという説明でございました。中には2,000円から3,000円の物件もある、こういった金額を聞くで大変びっくりするわけですがけれども、利活用して朽ちた家屋をつくっていかない、こういったことに努力をしているということでございました。

21年4月スタートで物件の登録は73件、そのうち北海道から九州に至るまで41件、110名の方々が転入されております。入り口は賃貸であっても、11件の方が購入をさ

れたというふうにお聞きをいたしました。

空き家の所有者に対しては、使用、収益していない物件を抱え込まない意識変革を促すことが大変重要だと、そのように教えてくださったわけでございます。

不動産業者との連携、空き家情報を得るための工夫、またそれを全国に発信する工夫など、定住促進につなげるための積極的な取り組みをされている同センターでございました。

空き家新法の施行は明年6月ごろということで、その後でないとは具体的なことは決まらないというふうにお聞きしておりますけれども、それまでは協議会の設置や対策のための計画策定に向けての大切な準備期間となります。

空き家情報の把握、またデータベース化も大変重要な取り組みになります。既に実施している他市の例を見ますと、この取り組みに関してはNPOや市職員のOBを活用されて積極的に行っておられました。

あらゆるノウハウを駆使し、新法の施行後、取り組んでいただきたいと思います。

先ほど御答弁にはありましたけれども、笠岡市をはじめとする先進地の事例もしっかり研究をしていただき、「住むなら防府」ならではの積極的な取り組みを要望し、この項の質問は終わりたいと思います。

続きまして「山頭火のふるさと」防府市における自由律俳句について質問をいたします。

去る11月10日、名優、高倉健さんが亡くなられ、遺作となった映画「あなたへ」の再放映を見て、多くの人が高倉健さんをしのばれたのではないのでしょうか。私もその一人でございます。途中で山頭火の「このみちをたどるほかない草のふかくも」の句が紹介され、「このみちや いくたりゆきし われはけふゆく 種田山頭火」の字幕で終わりました。大変、感慨深いものがありました。

平成28年度の開館を目指し、計画が進んでいる「山頭火ふるさと館」。山頭火の顕彰、交流施設として、また自由律俳句に親しみ創作のおもしろさを生むことのできる、この拠点としての同施設に大きな期待が膨らみます。

去る11月29日に、アスピラートにおいて第35回山頭火全国自由律俳句大会が行われ、私も初めてではございましたけれども参加してまいりました。北海道から九州まで、あらゆる地域から老若男女、幅広い世代の方々が投句されており、一句一句のすばらしさに感動した次第でございます。

長年、山頭火の顕彰、そして自由律俳句の普及に御尽力された関係者の皆様方に敬意を表したいと思います。

それでは、2点伺います。

1点目、「山頭火のふるさと」防府市において、自由律俳句に関して取り組まれている

状況について伺います。

2点目、「山頭火ふるさと館」建設に当たり、この時期を捉えて、市内の子どもたちにも自由律俳句の楽しさを伝えることができないでしょうか。

以上、御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 総合政策部でございます。「山頭火のふるさと」防府市における自由律俳句についての御質問にお答えいたします。

まず、偉大な俳人、種田山頭火のふるさとでございます防府市におけます自由律俳句に関する取り組みの状況としまして、防府図書館におきまして利用者サークルの定期講座といたしまして、大人を対象に「自由律句講座」、また子どもを対象にした「こども自由律句講座」が行われております。毎回多くの市民の方が受講されまして、自由律俳句を学習しておられます。

また、文化福祉会館におきましては、「はじめての自由律俳句の会 みもぎ」が行われておりまして、これも市民の皆様が自由律俳句に親しみ、楽しんでおられるところでございます。

さらに、自由律俳句の大会といたしまして、ことし7月に、やはり文化福祉会館で第8回防府市民自由律俳句大会がございました。で、今御紹介がございました、11月には山頭火ふるさと会の主催によりまして、第35回山頭火全国自由律俳句大会が開催されまして、おっしゃいましたようにお子さんから大人の方まで、多くの方々の投句によりまして、盛況な自由律俳句大会が開催されたところでございます。

そのほかにも紹介いたしますと、牟礼中学校の文化祭の中では、生徒の皆さんが自由律俳句に親しまれたり、右田小学校ではチャレンジ教室という中で自由律俳句に取り組まれているというお話もお聞きしております。

さらに、山口県人づくり財団では、将来を担う子どもたちが、郷土の先人の足跡をたどり、夢へのチャレンジの様子やその生き方に触れるということで、自信と勇気を持ってそれぞれの未来に向かって踏み出してほしいという願いを込めました、夢チャレンジ出版事業というのが行われております。

このたび、この第7巻「夢チャレンジ きらり山口の人物伝」という中で、種田山頭火の母校でございます松崎小学校の児童の皆さんが、種田山頭火について学んだこと、あるいは山頭火が詠んだ俳句、これを学習した成果として相当のページ数をまとめたものが掲載されております。

そのほかとしましては、市広報では、平成18年の国民文化祭を契機にしまして、市民

文芸のコーナーに自由律俳句の欄も設けまして、多くの市民の皆様への投句をいただきまして、選者の先生により選考されました優秀作品を、毎月1日号に掲載しているところでございます。

このような、さまざまな取り組みを行っている中で、先日、東京で開催されました第3回全国自由律句大会、これの最高賞に当たります「自由律句大賞」及び「文学の森賞」並びに「準大賞」に、防府市から3名の方が、全てのこの上位を独占されたという、大変うれしい御報告を受けたところでございます。

これらもひとえに、関係者の皆様方のご理解と御協力によるものだと、大変感謝申し上げる次第でございます。

次に、2点目の「山頭火ふるさと館」の建設に当たりまして、子どもたちにも自由律俳句の楽しさを伝えるということについてでございますが、大変大切なことだと思っております。

御存じのとおり、自由律俳句は定型「五・七・五」にとらわれない自由な音律の俳句のことございまして、先ほど説明しました防府市民自由律俳句大会では、学生の部もございまして、約80人の子どもたちからの投句がございました。

学生の部の最優秀の作品を紹介いたしますと「赤いトマトいつもわたしをさそってる」という自由律俳句でございまして、とてもほほ笑ましい光景が目には浮かび、優しい気持ちにさせてくれる句だと思います。

このように少しずつかもしれませんが、子どもたちも自由律俳句に親しみ、その句をつくるということを楽しむ環境が整いつつあると認識しておりまして、今後もさまざまな取り組みを続ける必要がございますが、その一つとしまして、新たな取り組みとしまして「山頭火いろはカルタ」の改訂版をつくらうということをお考えしております。

「山頭火いろはカルタ」は、平成13年に一度、文化協会と山頭火ふるさと会の共同で1,000部ほど制作しておられますが、現在はもう在庫がないというふうにお聞きしております。

「山頭火ふるさと館」の整備に向けまして、山頭火の句に合わせたかるたの挿絵を子どもたちに募集したいと考えておりまして、小・中学校のPTAの皆様や山頭火ふるさと会の会員の皆様にも御協力をお願いしまして、子どもから大人まで山頭火の句に親しみながら、かるたづくりにも取り組んでみたいというふうにお考えしております。

この際の優秀な作品につきましては、かるたに活用しますとともに、ポストカードなどを制作しまして、幅広い活用方法も考えられます。また、でき上がったかるたにつきましては、館の建ち上げまでにまちの駅の「うめてらす」で、例えば販売するなど、「山頭火

ふるさと館」の開館に向けまして弾みをつけ、山頭火のふるさと防府、これを全国に発信してまいりたいと思っております。

また、御応募いただいた作品につきましては、ふるさと館の中でも展示しまして、御来館された皆様にごらんいただく予定でもございます。

このように、新たな取り組みも行いながら、子どもたちにも自由律俳句などを、言葉を紡ぐという楽しさも伝え、また、ふるさと防府の歴史や文化、山頭火をはじめとしました偉大な先人たちの功績を学ぶことも、とても大事なことだと認識しておりまして、例えば、土曜授業等を活用し、子どもたちにしっかり伝えてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 自由律俳句に関するさまざまなお取り組みを御紹介していただきました。各講座や自由律俳句大会の開催、また、市広報に市民文芸のコーナーがございますけれども、そこへの投稿を受け付けることであるとかですね。小・中学校においても、わずかな学校ですけれども、自由律俳句に触れる取り組みを御紹介していただきました。

先ほど、私が御紹介させていただいた全国大会、小・中・高生の部にもすばらしい句が寄せられており、山頭火ふるさと会の会長賞の句は「青空と同じ色したトンボの目」これは中関小学校4年生の男の子の句でございました。そのお子さんの遊んだふるさとの情景が本当に目に浮かぶようでございました。

また、子どもたちに対する自由律俳句の取り組みをいろいろ御説明していただいた上で、今後の取り組みとして「山頭火いろはカルタ」の制作を予定しているということを詳しく説明をしていただきました。このことは、子どもたちが山頭火の句に触れる絶好のチャンスである、そのように思っております。子どもたちが大きくなったときにあんな句があったなど、また防府のまちの様子や、青空や山の様子、海の様子、そういったことを思い出してくれるといいなというふうに、今お聞きしながら思った次第でございます。

今回の質問は、10月でしたか、市のPTAの関係者の方から、市内のたくさんの子どもたちに自由律俳句の楽しさを今こそ伝えるべきじゃないか、この一言を聞いたことから始まったものでございます。

私も全く同感でございます。山頭火の残した自由律俳句に触れ、思いをめぐらすこと、子どもたちの目にとまり、心に響く情景を自由に、短い言葉ではございますけれども、あらわしてみる作業はとても大切な経験だと思います。

そこで、教育という観点から、杉山教育長のこの自由律俳句と子どもたちのこと、今さまざまな御答弁があったわけでございますけれども、教育長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 子どもたちが自由律俳句に触れ、親しむことができるようにという、そうした皆様のお気持ちがあるというふうに御理解いたしております。

で、その前に、現在、市内の小・中学生が使用している国語の教科書に、この種田山頭火の句が載っております。例を申し上げますと、小学校6年生の国語の教科書です。「夕立が洗っていった茄子をもぐ」、もう一つは中学3年生の国語の教科書でございますが、これはテレビなんかも、CMでも有名になりましたけども「分け入っても分け入っても青い山」、その句が載っておりますして、これを学習する機会、市内の小・中学生全員がこれを学習しております。

そうした中で、現在、先ほども御答弁にありましたが、「山頭火ふるさと館」建設、それを間近に控えたこの時期に、市内の子どもたちが、郷土が生んだこの俳人、種田山頭火、これを身近な存在といたしまして、より親しみをもち、さらに自由律俳句を詠み、触れ、親しむ、こうしたことができるように教育委員会としても、これを積極的に働きかけてまいりたい、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 教育長より、子どもたちに積極的に働きかけてまいりたいという御答弁をいただきました。ありがとうございます。

子どもたちは本当に素直で、大人が持つことができないすばらしい感性を持っております。子どもたちの周りには今やテレビ、またパソコン、携帯、ゲーム機など、電子情報が本当にたくさんあふれているわけでございます。

一歩外に出れば、自然豊かな環境が防府市にはまだまだたくさんございます。その中で見たもの、感じたもの、また周囲の方とのふれあいの中で生まれてくるものを自由に言葉にあらわすことのすばらしさを、この機を捉えて、ぜひとも多くの子どもたちに伝えていただきたいと思っております。このことを願い、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で13番、高砂議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） それでは、午後一番になりますが、質問をさせていただきます。

質問の第1は、福祉行政についてであります。

近年の障害者福祉関係法の改正・制定に伴い、第4次防府市障害者福祉長期計画、これは、計画年度が平成23年度から平成32年度、これを来年度、新年度に見直すべきではないかという点について、お尋ねをいたします。

第4次防府市障害者福祉長期計画は、障害者基本法第9条第3項で策定を義務づけられている市町村障害者計画として、2011年、平成23年3月に策定され、その計画期間は、平成23年から平成32年までの10年間となっています。

しかしながら、その後に、障害者福祉関係の法律が改正、あるいは新たに制定をされております。

簡単に紹介をさせていただきますが、まず、この障害者福祉長期計画の策定から3カ月後の2011年7月に、計画のもととなる障害者基本法が改正され、障害者の範囲、定義の修正や、基本的理念における地域社会での共生を明記しております。先ほどの市町村障害者計画の規定も、9条から11条に繰り下げられました。

2つ目に、違憲訴訟が提起をされて、自立支援法違憲訴訟団と政府で基本合意がされたことにより、障害者自立支援法を改正するという形で、障害者総合支援法が2012年、平成24年6月に成立、2013年、平成25年4月と、2014年、平成26年4月に分けて、施行されました。

このほかありますが、以下は法律名と成立施行年度にとどめますが、3つ目に、2013年、平成25年6月に障害者差別解消法が成立しました。法の施行は2016年度、平成28年度からとなります。

4つ目に障害者虐待防止法が2011年、平成23年に制定し、2012年、平成24年10月から施行されています。

5つ目に、障害者優先調達推進法が2012年、平成24年に制定され、2013年度、平成25年度から施行されています。

6つ目に、障害者雇用促進法の改正案が、2013年、平成25年6月に成立し、2016年度、平成28年度に、一部は2018年度、平成30年度に施行されます。

こうした障害者制度改革の背景には、国連の障害者権利条約を日本政府が批准するため、国内法を整備する必要があることのほか、先ほど述べました障害者自立支援法に対する障害当事者や、関係者の不満と批判が強く、大幅な改正が求められてきたことが背景にあります。

いずれにいたしましても、市の障害者福祉長期計画策定後、この数年間に大きな制度改革がありました。市の長期計画はこの間、見直されておられません。計画の期間は2020年度、平成32年度まで、あと6年以上残っており、このまま見直さないのはいささか問題があるのではないかと思います。

計画では、見直しについて、「国や県の障害者施策に関する改革の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを図る」、このようにしております。

新年度がちょうど計画5年目に当たること、2016年度、平成28年度から施行となる法律もあること、こういったことを勘案して、新年度に当たる2015年度、平成27年度に計画を見直され、見直し後の計画を2016年度、平成28年度から実施することを考えるべきではないか、こうと思いますが、この点について、市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 第4次防府市障害者福祉長期計画についての御質問にお答えいたします。

この計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・住宅など、各分野にわたる障害者施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本方向を示した計画でありまして、平成23年度から10年間を計画期間とした長期計画でございます。

御指摘のとおり、本計画が策定されました平成23年度以降、国におかれましては、本計画の根拠法であります「障害者基本法」の一部改正だけでなく、関係法令としまして、「障害者総合支援法」などの制定や、「障害者雇用促進法」の一部改正による新制度の創設など、さまざまな変革がなされておりました。障害者を取り巻く環境は短期間で変化していることなどから、現計画を中間年度に当たる来年度中に見直すことといたしております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 市のほうが、中間年度に計画を見直すということですので、まあ、10年間の計画ということで、いささか長い計画でありますので、ぜひ中間年度で見直していただければと思います。

それで、簡単に申し上げますが、一つはこの中の大きなポイントになります障害者総合支援法、こういった法律ができて、障害の定義というものが大きく変わってきていると思います。

これまでは、身体障害・知的障害・精神障害、この3つは、いわゆる障害者手帳制度に基づくものと言っていいと思いますが、これに新たに、発達障害・高次脳機能障害そして難病というものが加わり、障害は6つの領域に変わってきたということが、一つ言えると思います。

同時に、これまでは身体の機能の障害という形で、言ってみれば、そういうところに、そういった医学的なモデルというものが言われておりましたが、そうではなくて、社会生活を送る上で、不都合がどういうところにあるかという形の、社会モデルになってくると、こういうことが言われております。

それから、もう一つは、特に強調させていただきたいのは、基本理念——基本理念ということの中で、自立ではなくて個人の尊厳、これを大事にしていくと。

こういった点があると思いますので、ぜひ、見直しに当たっては、そういった点を考慮いただきたいと思います。

ちなみに山口県は、同じ、この防府市の長期計画に当たるようなものを、「やまぐち障害者いきいきプラン」という形でつくっております。県は、一番新しいものが、一昨年度つくって、昨年度から施行しておるという形で、2013年、平成25年度から平成29年度、2017年度までのプランということですが、この中の重点プロジェクトが3つありますが、重点プロジェクトの1つが、発達障害者・高次脳機能障害者の、そういったものであるということを、ここでつけ加えさせていただきたいと思います。

そういったものを、ぜひ、新しい計画の中に盛り込んでいただくということをお願いして、この項については終わりたいと思います。

続いて、質問の2つ目に入らせていただきます。質問の第2は、学校図書館についてであります。

学校図書館法がことし6月に改正され、来年4月から施行されます。

市教育委員会は今後どのように、対応されていくのか、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

改正学校図書館法の新たに加えられた第6条で、初めて、学校司書という呼び名が法律

の中に入り、学校司書の配置が努力義務として明記されました。

また、文部科学省は、2012年度、平成24年度から毎年、学校司書配置の経費を地方財政措置として盛り込み、その内訳を単年度——これは全国でですが、150億円、週30時間の学校司書を、おおむね2校に1名程度、配置することが可能な規模というふうに、国のほうはしております。

防府市では、これまで段階的に学校司書の人数を増やし、今年度では6名の学校司書が、市内全ての小・中学校、合わせて28校を巡回していますが、国の財政措置の規模から考えれば、28校ですから14名程度配置されてもおかしくない状況であります。

そこで、具体的な質問に入りますが、法改正により、これまで以上に学校司書の配置が求められることとなってきておりますが、市教育委員会はどのように対応していくのか、この点についてのお考えを伺います。

2つ目は、学校司書の研修について。

改正された学校図書館法の第6条第2項で、各自治体に学校司書の資質向上のため、研修の実施について定めています。

市教育委員会は、学校司書の研修について、どのように考えておられるのか、この点についてのお考えを伺います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 学校図書館についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、学校図書館法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることになり、従来の司書教諭に加えて、新たに学校司書の配置について法制化が図られました。

そのことを受けての防府市教育委員会の対応についてでございますが、まずは、現在の学校司書の配置状況から御説明させていただきます。

今年度、防府市では、6名の学校司書を雇用しておりまして、1名が、5ないし6校を兼務し、各学校には、およそ週1回の訪問、1日5時間の勤務の中で、司書教諭や図書ボランティアと連携しながら、学校図書館の利用に関する児童・生徒への指導や読み聞かせ、学校図書館の整備・充実に関する業務等を行ってきております。

このたびの学校司書の法制化、また、その職務の重要性に鑑みまして、防府市教育委員会といたしましては、国が指標としております学校司書1名当たりの兼務校が2校となるよう、今後も年次的に配置の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、学校司書の研修に関しての御質問にお答えいたします。

このたびの法改正により、学校司書の資質向上を図るための研修の実施が、国及び地方公共団体の努力義務とされました。

こうしたことから、防府市教育委員会では、平成26年度には学校司書の研修を18回計画しておりまして、その研修内容は、学校図書館管理システム機器の操作に関することや、学校司書同士の情報交換、山口県子ども読書センターの指導主事を講師に招いた講義等としております。

また、休日に実施されている図書館や子どもの読書に関する研修会についても案内を出しまして、各学校司書に参加を呼びかけ、これまで以上の研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ちょっと、やや不満な御答弁であります。

防府市は今の年度6名ですが、何か実質は今、1名やめられて、5名になっているというふうにお聞きしました。5名なので、5校から6校回っていかれるということだと思えます。6名であれば、4校から5校で済むわけでありますから。

それで、年次的に国の水準まで増やしていくというようなことを言われましたが、これは、もうちょっと頑張っていただかないと困るのではないかと思います。と申しますのは、県内の他市のレベルで、進んでいるところはですね、国のレベル以上にいつているわけですね。

例えば、山陽小野田市は小学校が12、中学校が6校あって、18人です。つまり、1校に1人ですね。それから、山口市が52校あって、24人、既におられます。それから、隣の周南市は、8つの学校は1校専任でいると。それで、あとの46校について、15人で回っておられると。こういったところが、県内の進んだ市の状況であります。

町で——町は、まあ、規模が小さいのであれですが、平生町は3校に2人であるとか、そういったことも出ております。

防府市はこれまでですね、1人、2人、3人、そして今年度6人という形で、3人から6人は確かにパーセントでいけば増えましたし、1人から2人もパーセントでいけば2倍になったわけですが、そういうパーセントでいけば、1人から2人に2倍、2人から3人は1.5倍、3人から6人は2倍、そうなれば次は12人ぐらひは、ぜひですね、していただくような形の年次計画を立てていかないと、ちょっと困ると思うんですが、この年次計画で、国の水準、さっき私が言ったのは14人ですが、何年で、その14人に達しようと考えられておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員、先進市町の例を挙げられましたが、私どもは年次的にこれを拡充していくということで、少なくとも複数年というふうに御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 予算の関係がありますから、その辺、教育委員会だけで答えにくいかもしれませんが、少なくとも、1年で無理であれば、せめて2年ぐらいでこれを達成していただかないとですね、国からそれに見合う交付税措置が来ているわけなのに、それをほかのことに使っているという状態に、もう何年もなっているわけですね。その辺、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、研修についてですが、今のお話で十何回やっていると言われますが、一つは、各学校図書館に配置されているパソコンの処理の仕方を習うということ、それから、あと一回は、県のほうから来ていただいて、講習会をするというだけで、あとは、いわゆる情報交換をしているわけですね、司書さん同士で。

こういうものは、あんまり研修と呼べるのかどうか。やはり、きちっとですね、研修をするということであれば、講師がおって、それは図書館の職員でおったり、あるいは、教育委員会の担当の指導主事であったり、あるいは、まあ、お金がかかる話ですが、部外の講師であるとか、こういうことでなければならないと思うんですが。

今のような形だと、いわゆる情報交換をしているということだけになろうと思うんですが、そういった情報交換とか研修でやるときに、何かテキストのようなものを使っておるわけでしょうか。そういうものでも使えば、まだ話は違うと思うんですが、この辺、いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 学校司書の研修内容でございますが、先ほど答弁の中でも申しましたが、情報交換も確かにその中に入っております。

しかしながら、単純な情報交換ではなくて、やはり資質向上のためのお互いのやり方を理解する、さらには、お互いの情報交換だけでなく、いわゆる、学校には司書教諭、さらには学校図書館には図書ボランティアが入ってきております。この図書ボランティアは、確かにボランティアで、自分たちが本当に自発的にやっていただいておりますが、今までの積み重ね、このボランティアサークルの積み重ねというのは、物すごくいいと申しませうか、学校図書館、さらには子どもたちにとりまして、とても図書館が魅力的なものに

なる、そうした読み聞かせ等も含めまして。

で、こうした方たちの、言葉は、表現は悪いんですが、いわゆる、持っているらっしゃるそうした取り組みを習うことで、新たにつかれました学校司書の資質が、向上が図れるということは、今の段階ではとても大事なことで考えております。

今、御指摘がありました、何かテキストをとということでもありますので、その辺を私も、はっきり、今、私は資料を持ち合わせていませんので、あればまた、後日紹介させていただきますし、また、なければ今後、そうした有意義なものがあれば、取り入れて研修に使用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ボランティアの方から習うというのは、それは確かに、そういったすぐれた学識と、それから経験を持つボランティア、もちろんおられるでしょうし、そういう方から習われるということは、もちろん必要なことではあります、基本的には、学校司書の人は、むしろボランティアを指導するという立場じゃないと困るわけですね。

私、市内のある学校図書館を見学させていただきましたが、残念ながらそこはですね、もう今は変わっておりますけれども、もとはそのボランティアの方が、自分たちが使いやすいようにするという形で、本にラベルを張りますが、ラベルを十進分類法——図書館では必ず十進分類法でやっておりますが、そういうことではなくて、書棚の——本棚の番号を、そこにつけるような形をしておるところがありました。新しい本が増えると、その本棚からはみ出て困ったことになるわけですが、ボランティアの方はそういうこともされるということが、たまにはあるということも承知をいただきたいと思っております。

それで、今、そういう形で、テキストとって、はっきり御答弁がなかったですけれども、例えば、これは、全国の学校関係者で組織されております全国学校図書館協議会という組織がございます。ここは、学校司書についてのテキスト、学校司書教諭についてのテキスト、あるいは読み聞かせのテキスト、それから、どういうふうに図書を整理するかだとか、そういうものをパンフレットのような形のもので、かなりつくっております。こういうものは大した金額にはならないと思っておりますので、ぜひ、その中で選択をしていただいでですね、選んでいただいて、各学校司書の皆さんに資料として与えると。

学校の教諭は、文科省から指導用の教科書が来るわけでありまして、そういうものが当然、準備できるだろうと思っておりますので、そういったもの、あるいは、全国進んだ県ではですね、例えば、大分県では、大分県立図書館が学校図書館ハンドブックというようなものをつくって、ホームページ上に公開しております。

全部で140ページぐらいある大変厚いものですがけれども、その中には、学校図書館とはどんなものかだとか、それから、図書の整備をどういうふうにしたらいいのか、図書の利用については、こういうものがあるとかいう、一般的な図書館についてのもののほか、図書を紹介する方法ということで、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、パネルシアター云々という形で、たくさん書いてありますし、図書館をもっと使ってもらうためにということで、こういうことをやりましょうとか、授業に活用される図書館づくりのためには、こういうものがありますということで、教科書会社のホームページから、そういうところまで調べてですね、つくってあります。

ぜひ、こういうものはインターネットで簡単にプリントアウトできますので、ぜひ、やっていただきたいと思います。

それで、一つお尋ねしますが、法律改正に伴うときに、必ず国の省庁が、何とかの法律の公布についてということで、通知というものを出します。この「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について」という通知は、ことしの7月に出されておりますが、この中の留意事項というところで、その研修に関してこういうふうに書いてあります。

学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること、と。

つまり、継続的・安定的に職務に従事できると、このことを文科省の通知の留意事項でうたっておりますが、現在は嘱託職員というような身分でありますので、そうなりますと、いわゆる5年の雇いどめという形のものになるのではないかと思います。せっかく、そうやって研修していただいた専門性が発揮できるという人が、5年でやめるということになると、困ると思うんですが、まず、現状確認の意味で、その5年の雇いどめという形の身分の方になるのかどうか、ちょっとそこをまずお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 御質問にお答えいたします。

確かに現在の学校図書館司書につきましては、要綱によりまして、各学期ごと最長3学期まで、また、教育委員会が認める場合は、最長5年の雇用ということで、今、要綱のほうには定めておるところでございます。

この件につきましては、確かに、通知のほうでは継続的・安定的というふうには、職務に従事できる環境への配慮が重要というふうに書いてございます。

ただ、労働基準法のほうには、専門的職種につきましては、5年を超えての契約というところもございますので、5年の中で、この継続的・安定的な雇用というふうには、今、一

応考えているところでございます。

確かに、職場のほうで継続が切れるということは、確かに、私どもにおきましても懸念されるところでございますけど、今の段階では、そういう形ということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 昨年、議会の教育厚生委員会で、大阪の箕面市に伺いました。

そこは、やっぱり正規雇用ではなくて、非正規の身分ではありましたが、そこは、そういった雇いどめというようなことはございません。そういう形で、1校に1人の方が専門職という形で、非常に濃い、そういう学校司書のことをされております。

それから、その前、平成24年度に、当時はまだ教育民生委員会でありましたが、教育民生委員会で、岡山市の学校図書館を視察に行きましたが、そこは、正規職員が各校に1人配置されるだけでなく、正規職員が3分の1おって、その方が、図書館と行ったり来たりするわけですが、図書館より学校図書館のほうが人の数が当然多くなるわけですが、3分の1。あとの3分の2の方は嘱託職員という形ですが、ここもやはり、そういった雇いどめという制度はなくて、なおかつ、経験年数に応じて報酬の金額が上がっていくと。これは、定期昇給ではなくて、経験年数というものを賃金に——賃金というのか、それに反映するという制度でありますけれども、そういう形で、経験年数が長い方を高い賃金を払って雇用すると。こういう制度までつくってございました。

力を入れているところは、そういう形ですね、そういった5年だとかいうものを取っ払って正規でするところもあるし、ということ、ぜひ御理解いただきたいと思います。

これについては、そういったこともあるということで、今後ぜひ、前向きに検討していただくようお願いして、そういう意見を申し上げて終わりたいと思います。

それでは、最後の質問、3つ目の質問に入りますが、防府の歴史の概説書についてでございます。

中学生や高校生以上が読めるような防府の歴史の概説書を、防府市史に基づき作成されたいかがかという趣旨でございます。

ことし、9月議会が終わった後、議会の教育厚生委員会は行政視察で、静岡県藤枝市ほか2市に伺いましたが、藤枝市では、国指定史跡志太郡衙跡と、藤枝市郷土博物館を訪ね、古代の行政機構として、国の下に位置づけられる、「ぐん」あるいは「こおり」といいますが、この役所である志太郡衙跡の保存整備事業について学び、周防国衙跡を今後整備していく上で大いに参考になるものでありました。

また同時に、私は藤枝市郷土博物館で販売していた「図説藤枝市史」に、これにも大変興味を持ちました。これは藤枝市の歴史を、原始から古代・中世・近世・近現代までと、

民俗について、90項目を選び、見開き2ページで読みやすく、また、見やすいように編集してあるものであります。これが現物でありますけれども、どのページも同じように、見開き2ページで一つのテーマで、写真と絵とそういうもので示しておるわけであります。

歴史と文化に恵まれた防府市を再認識し、ふるさと防府の歴史の奥深さを多くの市民に知っていただくために、このような歴史の概説書が防府市にも、ぜひ必要ではないかと思えます。

市の教育委員会では、既に防府市史9巻を編さんされておりますが、通史編の3巻だけでも、合わせて2,300ページを超えるものとなっております、大変な労作ではあります、読みやすいものとは申すことはできません。

市の教育委員会の刊行物としては、ちょうど10年前の2004年度、平成16年度の事業として発行された「ふるさと散策」があります。これが、それですけれども、大きさはA5の大きさと、94ページぐらいであります。こういったものをつくられたわけでもありますけれども、これは、市内の有名な文化財から、見逃してしまいがちな歴史的遺産や風景まで紹介し、最後にマップもついて、防府の歴史や文化財を知るガイドブックとして好評を博しました。好評を博したので、すぐに品切れとなり、その後は、その中身をこういったCD版として販売されておりましたが、今はこれも品切れになっておりますし、ただ、この「ふるさと散策」は、防府の歴史の概説書とは申せないものであります。

市教育委員会の発行ではなく、1985年、昭和60年に、当時の郷土史教育センター校、当時はこういった学校があったわけですが、郷土史教育センター校であった佐波中学校が発行した、「防府」という、中学生を対象にした、郷土史読本があります。これも同じように、A5の大きさと、ページ数は190ページ弱になります。これは古代から近代までの歴史・防府の人物史・文化財・民俗までを、先ほど言いましたように190ページ弱にまとめられた立派な歴史の概説書ですが、残念ながら、これは市販もされませんでしたし、現在では手に入りません。そして、30年前の編集でありますので、内容的に古くなっている箇所も見られるわけであります。

こういったのが、現在の防府市の歴史の概説書の実情だと思います。そこで、この郷土史読本「防府」や、冒頭に申し上げた「図説藤枝市史」、こういったものを参考に、防府市史に基づいて、中学生・高校生から大人まで読めるような、防府の歴史の概説書を作成されたらよいのではないかと思います、市教育委員会のお考えをお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 防府の歴史の概説書についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、防府市は、その名称の由来となっております、古代には、周防の国の国府が置かれたところをごさいます、大内氏の発祥の地でもごさいます。

また、温暖な気候で、良好な港湾がごさいます、佐波川の恵みにより、肥沃で広大な平野が開け、関ヶ原の合戦後には毛利氏が築城の第一候補として桑山を挙げた地でもごさいます。さらに、赤穂のほうと並ぶ塩の生産地であったことを鑑みましても、本市は古代から近世にかけて、周防・長門両地域の政治・経済・文化・産業の枢要の地として発展した町であることから、市内の至るところに多数の文化財が存在するわけをごさいます。

御紹介にありましたように、これらの歴史や文化財を読み解き、過去を振り返り、理解していくための資料といたしまして、防府市教育委員会では、これまで2回にわたり防府市史を刊行してまいりました。

まず、昭和50年代に、防府市史「上・下・続」の3巻を刊行いたしました。

その後、その内容を補完するものごさいます、平成4年から16年にかけて、現在の防府市史ごさいます通史3巻、それから、歴史の研究に使用する文献となる史料3巻、一般的な研究・調査のための資料2巻、そして別冊年表1巻から成る、全9巻を刊行してあります。

これらの市史は、専門知識をお持ちの方のみならず、歴史に興味を持たれている方々には、研究素材の一つとして大いに活用され、高い評価を受けているところごさいます。

また、御案内のとおり、これまで、防府市史全9巻のほかに、一般の方々に向けました書物ごさいます、市民の方々にふるさとの文化財をわかりやすく紹介した、御紹介のありました「ふるさと散策」や、指定文化財をカラー写真で御紹介いたしました「防府の文化財」を刊行しているところごさいます。

こういった書物の中でも、「防府の文化財」、これにつきましては発行から15年以上が経過し、その後、指定文化財も増えてありますことから、今後、内容の改訂作業に着手しなければならないと考えてあります。

また、2年後の平成28年度には、市制80周年を迎えるということでごさいますので、仮称「防府歴史文化財読本」——まだこれは仮称ごさいます、その発行について、教育委員会ごさいます、記念事業の一つの候補として、今、検討を始めているところごさいます。

なお、御紹介のありました、佐波中学校が発行してあります、「防府」という読本ごさいます。中学生向けの立派な歴史解説書と考えてあります。

初版は、昭和60年に発行されました。平成5年に4版が発行されて以来、その後、改訂がなされていないものごさいます。こうした、この読本の利用についても、研究して

まいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 時間が残りありませんので、あと少し意見だけ申し上げますが、防府の文化財というものは言われたように、まだ、こういった立派なものがあります。

ただ、これを新しくするというのも一つは、意味はないことはないんですが、より必要なのは、さっきの佐波中のものが平成4年とか5年が最後でありますので、そういった歴史書がないんですよ。ある意味では、手軽な。ふるさと散策は、ややこれはもう、時代が前後したり、さまざまな分野になっておりますので、これをそういう形で編集し直せば、またこれも使えるのかもしれませんが、いずれにしても、防府の歴史書、概説書というものがないわけですよ。

これはやっぱり、文化財のものは、まあ、不十分ながら、これがまだあって、これは一部追加をされたり、中には県の指定を取り消されたものもありますが、これはこれで使えないことはないし、それから防府市史の中に、文化財の——先ほどの史料のほうにですね、文化財というものもあるので、それは一冊ですから、やっぱり厚いものですが。

そういう意味で、ぜひ、やはり歴史のものをつくることを優先すべきだということだけ申し上げて、時間がなくなってまいりましたのでやめますが。

つまりですね、一つ言い忘れてましたが、例えば、紹介がありませんでしたが、周防の国府跡というものが、これ、つくってあります。1990年、24年前に発行しています。この中では、国府というものが、当時は碁盤の目のようにはなっていないということをはっきりここに書いてありますが、これはちょっと専門的なものもありますし、そういった通史がないので、いまだに防府の国府は碁盤の目のようになっていると言う人がたくさんおるので、そういう人、言うたびに、「いや、それは発掘によって覆されておるんですよ」というふうに私は言いますが、そういった歴史の概説書がないので、いまだにそういう誤ったものがあるということだけ申し上げておきます。

以上で終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、19番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、3番、木村議員。

〔3番 木村 一彦君 登壇〕

○3番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。本日最後の質問になりますが、何とぞよろしく願いいたします。今回は介護保険について質問いたします。

先の通常国会で、「医療・介護総合確保推進法」正式にはですね、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」という長ったらしい名前の法律ですが、これが可決・成立いたしました。そしてその結果、今後、介護保険制度は大きく変更されることになりました。今回発表されました、「防府市高齢者保健福祉計画（第7次計画）」、この計画もこの新しい法律を反映した内容になっております。

この法律は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、高齢者本人と自治体の負担を増やすなど、公的介護医療保障を土台から掘り崩すおそれのある大改悪法だと言わなければなりません。

改正の中身を見てみますと、まず第1に、これまで介護保険サービスの大きな部分を占めていた、比較的要介護度の低い要支援1及び要支援2の人々に対するサービスを介護保険の保険給付から外して、市町村がこれまで実施してきた地域支援事業の中に組み込んで、いわゆる新しい総合事業に移すというものであります。

第2に、特別養護老人ホームへの入居を、2015年度、来年度から原則要介護3以上の高齢者に限定し、要介護1及び要介護2の高齢者は軽費老人ホームなど他の老人施設に入らなければならないということであります。

第3に、これまで一律1割負担とされてきた介護保険の利用料に、制度始まって以来初めて2割負担を導入する。そして、利用料の大幅負担増を図ろうとしている。こういう、主に3つの大きな改悪がされようとしています。

これらは、平成37年度、つまり2025年度には、いわゆる団塊の世代が75才以上の後期高齢者となりますので、この高齢化のピークを迎えることを見込んで、介護給付費を後期高齢者の人口の伸び率の範囲内に抑え込もうという、政府の思惑が根底に強く働いております。

介護保険料がまたまた値上げされる上に、年々減らされる年金の中から天引きという、有無を言わさぬ形で保険料を支払わされている高齢者にとっては、まさに踏んだり蹴ったりの仕打ちだと言わなければならないんじゃないでしょうか。

そこで、以下大きく3点にわたってお尋ねします。

最初に、要支援1及び要支援2に対する今後のサービスのあり方についてお尋ねいたします。

その第1は、現在、市内の要支援1、2の高齢者がどれくらいおられるのか。そのほとんどが通所介護、いわゆるデイサービスですね。または、訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスですね。これを受けておられると思いますが、それは何人くらいおられるんで

しょうか。

その2、国のガイドラインによれば、要支援1及び要支援2は、今後、介護保険制度から市が行う地域支援事業に移行し、これまで介護保険の適用外、すなわち介護保険非該当の人が受けていた予防事業と同じ範疇に入ることになります。つまり要支援と介護保険非該当との制度上の垣根がなくなって、一緒くたになるということでもあります。

そして、その際、従来介護保険によって行われていた専門的サービスに加えて、NPOやボランティアを含む民間事業者による多様なサービス、こういう言い方しておりますが、専門の事業者だけでなく、これらのNPO、ボランティアを含めた、多様なサービスを提供するということになっております。ところが、この多様なサービスには人員や資格、設備などの運営基準が全く定められておりません。その結果、従来介護保険によるサービスに比べて質が低下するのではないかというふうに言われておりますが、そのおそれはないのでしょうか。

その3、新しい制度では介護認定を受けようとする際、25項目の簡単なチェックリスト、これに答えさせるだけで介護認定は必要ないと申請窓口の担当者が判断すれば、認定審査会を通さなくても新総合事業のサービスを割り振ることができるようになる、こういうふうになっております。これは医療保険に例えれば、患者に待合室で問診票を書かせただけで、病院の事務員が、わざわざ医師に見せるまでもないと判断するようなものであります。これは、要介護認定者を増やさない、いわゆる水際作戦と言わなければならないと思いますが、これについて市はどのように考えておられますでしょうか。

その4、介護保険制度の適用外となって、新しい総合事業のサービスを受けることになった人は、かがめるようになる、一人で買い物に行けるようになる、などなどの目標を持たされて、行政側からあなたは目標を達成しました、状態が改善しましたと、こういうふうになされると、その時点で単価の低いサービスへ転換する、あるいは、サービスを終了、卒業するというふうに求められるようになります。これは卒業ではなくて、実は強制退学じゃないかという話もありますが、こういうやり方に対して、市はどのように考えておられるでしょうか。

その5、市が行う新しい総合事業に、事業費の上限はあるのでしょうか。また、従来介護保険制度で見ていた要支援1、2の該当者を、市の行う総合事業に取り込むことによって、市の財政負担が増えるおそれはないのでしょうか。

その6、介護保険から市の新しい総合事業に移る人たち、及び従来からの介護保険非該当の人たちの利用料は、どうなるのでしょうか。

その7、防府市としては、新しい総合事業への移行をいつまでに行うお考えでしょうか。

以上が要支援 1、2 の今後のあり方についての質問であります。

大きく 2 番目に、特別養護老人ホームへの入居についてお尋ねいたします。

その 1、特養の待機者の現状。いま現在どのくらいの待機者がおられるのか。これにお答え願いたいと思います。

その 2、新しい法律では、要介護 1 及び 2 の人は特別養護老人ホームへ入れなくなりますが、この人たちを受け入れる受け皿はあるのでしょうか。また、今特養に入っている人が強制的に退去させられるようなことはあるのでしょうか。

その 3、認知症とか虐待などの勘案事項、要するに特別な事情による特例入所というのが今までありましたが、これは今後どうなりますでしょうか。

次、大きな 3 番目に、利用料の値上げについてお尋ねいたします。

その 1、今回、介護保険制度が始まって以来初めて、利用者 1 割負担の原則が破られ、2 割負担が導入されます。その概要について御説明いただきたいと思います。

その 2、あわせて医療保険の現役並み所得者に該当する、高齢者の高額介護サービス、医療保険では賦課限度額ということで限度額が決められておりますが、この高額介護サービス費の負担限度額が引き上げられるようでありましたが、これについても御説明いただきたいと思います。

その 3、従来、低所得者が介護施設を利用する場合に、食費とか居住費を軽減する補足給付というものが行われていました。これは、先に介護保険制度が解約されまして、それまで無料だった食費とか居住費が取られるようになったわけですが、低所得者には、補足給付ということで、これを軽減する措置がとられておりました。新しい制度では、これを縮小、打ち切りするということが実施されようとしております。これについて御説明いただきたいと思います。

以上、最初の質問であります。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 3 番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本年 6 月、高齢化の進展に伴い、いわゆる医療・介護総合確保推進法が制定されたところでございます。この法律により、介護保険法が改正され、介護保険制度が大きく変更されたところでございます。

まず、本市の要介護及び要支援の全認定者数と要支援認定者数及びその割合につきましては、9 月末現在、全認定者数は 6, 7 8 9 人、要支援認定者数は 2, 1 6 0 人で、全認定者数の約 3 2 % となっております。また、要支援認定者のうち、通所介護サービスと訪

問介護サービスの利用者数につきましては、通所介護が804人、訪問介護が481人となっております。この中には両方のサービスを利用される方が146人おられますので、実人数は1,139人で要支援認定者の約53%となっております。

次に、要支援認定者が現在利用されている、通所介護サービスと訪問介護サービスにかわる新しい総合事業のサービスにつきましては、国のガイドライン案で例示されているものとしまして、通所型サービスと訪問型サービスがございます。どちらのサービスにも、現行の介護サービスに相当するサービス、人員等の基準を緩和したサービス、ボランティア等住民主体によるサービス及び保健、医療の専門職による短期集中で行うサービスがあり、訪問型サービスにはもう一つ、住民主体による移動支援サービスがございます。

また、サービスの質の低下などのおそれがあるのではないかと御質問でしたが、基準を緩和したサービスや住民主体によるサービスにつきましては、介護保険サービスと比較しますと、確かに基準は緩やかとなりますが、そのサービスを利用する方の状態などに合わせて介護予防ケアマネジメントを行いますので、質が低下するとは考えておりません。また、サービスの質が低下することがないように実施したいと考えております。

次に、要介護認定者の抑制につながるのではないかと御尋ねでしたが、高齢者福祉に関する相談で、市の窓口に来られた高齢者御本人や御家族に対して、基本チェックリストを用いて新しい総合事業の対象者に該当するかどうかを判断し、その結果から、より状態が重いと判断されれば要介護認定の申請へおつなぎし、新しい総合事業の対象に該当しない場合は、一般介護予防事業などにつないでまいります。

この制度は、通所介護や訪問介護の利用だけを希望される方が、わざわざ要介護認定を受けなくとも、簡便な調査であります基本チェックリストにより、迅速に利用できるようにするものでありまして、要介護認定を受けたいと思われる方は、いつでも要介護認定の申請をすることができますので、要介護認定をさせないようにするというものではございません。

次に、新しい総合事業では、単価の安いサービスへ転換させたり、サービスをやめさせようとするのではないかと御尋ねであったかと思いますが、介護予防ケアマネジメントにより適したサービスに変更するものでありまして、目標を達成したからといって単価の安いサービスを提供したり、廃止するというものではございません。

また、新しい総合事業の事業費の上限についてのお尋ねがございましたが、移行年度の前年度の費用額に、75歳以上の高齢者の直近3カ年平均の伸び率をかけた額の範囲内となります。

なお、平成29年度までは、移行年度の前年度費用額に対して110%を乗じた額を用

いる特例措置を適用することができることとなっております。

また、市の財政負担は増えるかというお尋ねもございましたが、介護保険の在宅サービスの公費負担割合は、国25%、県12.5%、市12.5%で、新しい総合事業の財源につきましても、国、県、市の公費負担割合は変わりませんので、新たな財政負担はないものと考えております。

次に、介護保険から新しい総合事業に移る方や、これまで介護予防事業を利用されていた方が負担する利用料につきましては、国はボランティアなどによる住民主体のサービスを除き、サービス料の1割を下回ることはできないとされておりますが、それ以外のことは未定ですので、今後検討をしていくことになろうと思っております。

また、新しい総合事業について、本市の移行時期はいつか、とのことにつきましては、体制づくりなどの準備期間が必要なため、平成29年度から実施したいと考えております。

続きまして、大きな2番ということになりますが、特別養護老人ホームの入所待機者数につきましては、本年1月末現在で要支援の方も含めて547人おられます。しかし、この3年間で特別養護老人ホームを117床、グループホームを45床など、介護の施設を整備してまいりましたので、本当に入所が必要な待機者の状況は、以前と比べてかなり改善していると考えております。

また、入所できなくなる要介護1や2の方の受け皿につきましては、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅への入居、また、在宅サービスの充実などにより、できるだけ在宅で生活できる環境づくりや、要介護1や2の方が入所でき、リハビリによる在宅復帰を目指す介護老人保健施設の増床計画などにより、対応してまいりたいと考えております。

また、来年3月末までに特別養護老人ホームに入所されている方が、要介護度が2以下に状態が改善されても退所させられることはないと言われております。

次に、認知症や虐待などの勘案事項による特例入所につきましては、要介護1、2の方でも認知症の一人暮らしや虐待など特例入所の対象者であれば、要介護3以上の方に含めて入所の順番を決めることとなります。また、虐待を受けておられ生命に危険がある場合は、これまでどおり措置による入所などにより対応してまいります。

次に、大きな3ということになりますが、一定以上の所得者の自己負担が2割となる方につきましては、国は所得金額160万円以上、年金収入に換算しますと280万円以上の方が対象となり、配偶者の収入等も勘案して判断することとなります。

次に、高額介護サービス費の負担限度額の引き上げにつきましては、現在、一般世帯で3万7,200円ですが、先ほどの自己負担2割該当者の中でも、さらに負担能力が高いと考えられる課税所得が145万円以上の現役並み所得に相当する方に限って、上限を

4万4,400円に引き上げることとされています。

次に、低所得者が介護保険の施設を利用される場合の食費と居住費を軽減する補足給付についてでございますが、預貯金等の資産を保有しているにもかかわらず補足給付を受けることが、在宅で暮らす要介護者と比べて不公平ということを踏まえ、平成27年8月から1人世帯で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える預貯金などを保有する世帯については対象外となります。

また、これまでは、夫婦であっても住所が別々の場合は、別々に所得を勘案していましたが、夫婦が世帯を分けていても配偶者の所得を勘案することになります。また、平成28年8月からは、遺族年金や障害年金といった非課税年金の額も、収入や合計所得金額の合計額に含めて判断することとなります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 今の御答弁で、まず要支援1、2が介護保険から外れるという問題ですが、本市の場合は、現在、介護認定を受けておられる方の3割前後、3分の1です。3分の1がこの要支援1、2だということで、介護保険を受けておられる方の3分の1が、介護保険制度から外れるということになるわけで、大変なことであります。こういう人たちが最初申し上げましたように、いわゆる介護保険非該当の方と一緒にたになるわけですね、今度は、予防サービスということで。

これに対しては、専門の事業所以外にNPOとかボランティアの行うサービスを受けるようにするということであります。

これで質が低下するということはないのですかということで、ありませんというお答えでしたが、しかし、今、この制度、既に先行して実施している自治体も全国にはかなりあるんです。こういうところではさまざまな問題が起こっております。

大体、国はですね、この訪問介護や通所介護を地域支援事業に置きかえる、要するに介護保険から外すということについて、なぜそうするか、置きかえるということについて、現行制度のままなら毎年五、六%のペースで伸びてゆく要支援者向け給付費、これの自然増を、最初申しましたように、後期高齢者の人口の伸び率三、四%、これに抑え込むという方針を掲げているわけですね。つまり、今の要支援者向けの給付費を半分以下に抑えようと、こういう方針のもとで要支援者を外すということをやられるわけですから、総枠が占められている中で、サービスが低下しないということはありませんよ。どうしても安上がりな方向に行かざるを得ない、実施者のほうとしてもですね。

それから、もう一つ問題は、この介護保険を受けたいといって、認定申請された場合に、

今言ったようにチェックリストで担当者が、専門家でも何でもないんですよ、役所の担当者なり担当機関の担当者が、あなたは一人で買い物に行けますかとかなんとか25項目聞いてですね、これならこの人はもう介護保険の該当者にはならないと判断すればですね、そのまま今言った、いわゆる多様なサービスというほうを紹介して、これを受けなさいと、こうやるわけですね。これ確かに強制ではないと言われますけどもね、実際に行って、まずそのチェックリスト、やられて、あなたはどうも介護保険には認定されないですよと言われた、いや、それでも私は認定させてくださいと、認定審査会にかけてくださいと言うのは、よっぽど勇気がいるわけですよ。そういう意味では、自然に自主規制するような格好になるのではないかと当然予想されるわけです。

特に、今、介護認定審査会でもですね、要支援の2と要介護の1の境目、これは医師なんかの専門家が入っても、なかなかどっちに属するかということは認定しにくい、非常に難しい微妙な問題になっているんですね。それを、単なる素人がチェックリストを聞いただけでね、これはもうあなたは介護保険にはあまりいかないほうが良いと、介護保険に該当しないと、こういうふうになったらですね、これは大変な問題ですよ。専門的な知識と専門的な対処が必要なこの介護事業についてですね、そういうような乱暴なやり方がまかり通るといようなことがあっては、絶対ならないと思うんですが、これについてちょっとお考えをお聞かせ下さい。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 今、質問された、そういった疑問点とかあるんですけども、チェックリストに関しては25項目ありまして、何かとよく整理してあります。それによって、御本人がオーケーであれば、その受けられるサービス、これでいいですかということになりますから、御本人が、いや、やはり認定をちゃんとしてほしいということであれば、介護認定は受けられますので、決してそのチェックリスト止まりで全て終わるといふふうには考えておりません。申請の際に私ども含め、当然これは申請を止めてしまうような、こういった精神的な圧迫がないように十分注意してまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） その辺は重々注意してもらわなきゃいけないのは当然のことですが、やはり、申請する側の自主規制につながりかねないという危惧が、依然として残ります。だからそれは、ぜひ指摘しておきたいと思います。

それから、特別養護老人ホーム、特養のほうの問題ですが、要介護1、2の人は、今度入れなくなるわけですね。この受け皿として今の有料老人ホーム等に入っていただくとい

うことになるわけですが、有料老人ホームというのは御承知のように高いんですよ、大体どんなに安くても、1カ月15万円くらいの経費がかかります。

今、特別養護老人ホームに入られる方は、率直に言いまして生活に困っておられる方、低所得者が圧倒的に多いんです。低所得者だからこそ、こういう特養に入らなければならない。そういう人たちが入る受け皿は、実質非常になくなるということ。この高い15万円から20万円の入所料を払って、入れるかどうかという問題がありますね、現実問題。この辺については、御当局のお考えを。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 今おっしゃったとおりですね、特別養護老人ホームに比べて当然軽費老人ホーム等は若干割高でございます。15万円くらいかかるのかなというふうに、そういう話も出ておりますが、防府市内では10万円程度のところもあります。ただし、当然在宅サービスを使わなくてはならなくなるので、その分の利用料が加えてかかるということで、当然特養よりは高いんだけど、割と安いところもありますよという御紹介だけしておきます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 実際に本当に困ると思うんですね、要介護1、2の人たちはね。

それから、今度もう一つ別の、大きな問題で、利用料負担が2割になる人たちですね。今の御答弁だと、大体年金所得が280万円ですか、これ月額にしますと大体20万円ちょっとですね。年金としてはかなり高い額ですが、しかし厚生年金を受けておられた方は、厚生年金と共済年金を受けておられる方、市役所の公務員、退職された方も大体20万円前後ですよ、年金がね。かなりこれに該当する人は多いわけです。ごく少数じゃありません。ごく少数の金持ちじゃないんです。この人たちが今度は利用料2割になると、これは大変な問題じゃないかと思えますね。このことも指摘しておかなきゃならないと思えます。この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。確かに合計所得金額が160万円以上、本人の場合、これは年金収入に直せば、今言ったとおり280万円でございます。この160万円以上と未満に分けたところはですね、基本的には被保険者の上位20%に相当するものということで、国は決めて分けたようでございます。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 要するに、2割の人たちが今度2割負担になると、しゃれじゃないんですけど、全体の2割の人が20%の利用料を払わなきゃならなくなると、これも

大変な事態だと思います。

今いろいろ聞きましたが、要するにですね、今度のその新しい法律というのは、要支援者とか軽度の人たちへの在宅サービスを全体として後退させる。そして、施設にもなかなか入所しにくくさせるという結果を招くものです。これをあえてこうやるというのはですね、ひたすら給付費の削減のために、公的保険で医療・介護を受けられる人を限定する発想、この発想しかないと言わざるを得ません。

国の社会保障制度を抑制するために、公的制度を縮小するというやり方ですね。今、年間10万人もの介護離職者が出ております。つまり、家族が、親やじいちゃん、ばあちゃんが介護、必要なんで、もう職はやめざるを得ないと、こういう人たちは、年間10万人もおるんです。

それから、悲惨な事件が、介護心中とか、介護殺人というのも絶えずあります。この15年間で550件を超えて発生しております。こういう悲惨な状況が起こっているわけですが、今度のような改悪が実行されたら、ますます介護難民、漂流患者と、施設から施設を渡り歩く、あるいは在宅施設を渡り歩く、漂流する人たち、こういった悲惨な状況が、ますます増えるということは間違いありません。

高齢化のピークに備えるというのならですね、公的保険による介護・医療は抑制するのではなくて、充実させることこそ必要じゃないかと思うのです。行政が無理にサービスを抑制すれば、それは結局高齢者の状態悪化を引き起こして、かえって全体の給付費・事業費を膨らませることになる、これは医療保険も同じですよ、予防しなければどんどん膨らんでいく。

そういうことを考えれば、今回、市の苦渋はよくわかりますよ、現場で一番苦しんでいるのは市の担当ですから。国がこういうことをやりますと言われてきてね、本当に苦労されているのはよくわかっております。しかし、国の言うことを聞かざるを得ないと。国の制度は問題があるとあんまり言ったらですね、またいろいろ問題が起こってくると。これもわかりますが、しかし、市として、最大限、できることはぜひやってほしい。

先ほどの御答弁で、一番国が言ってきている、一番最後の年度にこの制度の切りかえをやるということは、私は言葉はあれですが、微々たる抵抗じゃないかと思うんですよ。やっぱりそこまで実施を延ばして、その間に現場で起こってきているさまざまな問題点や矛盾点、これを国に対してやっぱり率直に問題提起してですね、制度の問題点を改善していく、いい制度にしていくためにも、そういうふう to 実施を急がないということは、大変大事なことだと思うんです。

そういう意味で、現場は本当に大変で、これからまだ解明、今さっきの答弁にもありま

したように、わからない、国の指示がまだわからないということが大変たくさんあります。その辺も明らかにした上ですね、ぜひ、市ができる最大限の努力をして、大変なこの改悪をですね、できるだけ被害を少なくするように頑張ってもらいたいということも要望として含めて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、3番木村議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。お疲れ様でございました。

午後2時18分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月5日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 橋本 龍太郎

防府市議会議員 木村 一彦